

令和 8 年第 2 回西郷村議会定例会

議事日程（3 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 5 12 番 藤 田 節 夫 君 （P 81～P 98）

No. 6 5 番 大 竹 憂 子 君 （P 99～P 115）

No. 7 11 番 鈴 木 勝 久 君 （P 116～P 136）

追加日程第 1 議案第 65 号 社会資本整備総合交付金事業令和 8 年度施工大清水橋橋梁補修工事請負契約について

・出席議員（１５名）

１番 欠 員	２番 須藤正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木昭司君	５番 大竹憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島栄一君	８番 鈴木武男君	９番 河西美次君
１０番 真船正康君	１１番 鈴木勝久君	１２番 藤田節夫君
１３番 上田秀人君	１４番 大石雪雄君	１５番 矢吹利夫君
１６番 真船正晃君		

・欠 員（１名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 高橋廣志君	副 村 長 真船 貞君
教 育 長 秋山充司君	総 務 部 長 関根 隆君
厚生部長 相川哲也君	産業建設部長 相川 晃君
教 育 次 長 添田真二君	

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 緑 川 浩	監 査 委 員 事務局次長 佐 川 典 孝
議事・庶務 グループ リーダー兼 監査委員書記 高 崎 聡 之	

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第5、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇12番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 学校教育について
3. 経済支援事業について

○12番（藤田節夫君） おはようございます。12番日本共産党の藤田です。

通告順に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、子育て支援として、乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入費の助成について伺います。

村では、今年度から在宅で介護している高齢者を対象に、紙おむつを捨てる際に必要な指定ごみ袋無料配布事業が始まりました。これまでは紙おむつの購入費だけの支給でしたが、今回ごみ袋を支給されたことで、経済的負担が軽くなり村民からは大変喜ばれております。紙おむつを日常的に使用している世帯は使用しない世帯に比べ、ごみ袋の使用量が多く、また節約することもできません。

村では、少子化対策として様々な事業を取り組んできていますが、まだ十分とは言えません。誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが必要ではないでしょうか。少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的として、全国の多くの自治体で乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋の購入費を助成している自治体が増えてきています。村としても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと子育て世帯の経済的負担を軽減するために、乳児紙おむつとごみ袋の助成をすべきと思いますが、まず最初にお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用のごみ袋の購入費の助成に関する一般質問でございますが、現在、乳児の紙おむつ等の支援の状況につきましては、妊娠後に保健師が訪問し、面談を実施するプレママ訪問事業時に元気な赤ちゃんの誕生と健やかな成長

を願い、新生児用の紙おむつ1袋、84枚程度入っているものでございますが、こちらをお渡しをしております。それ以外で乳児の紙おむつ及びごみ袋に限った配布、または購入費の助成は実施はしていないところでございます。

西郷村では、子育て世帯の経済的負担軽減策といたしまして、妊娠時に5万円、出産時に5万円を支給する妊婦のための支給支援給付事業や、出生時に3万円、3歳の誕生日を迎えた子どもに2万円、5歳の誕生日を迎えた子どもに3万円のこども商品券を支給する、西郷村子育て応援クーポン事業を実施しているところでございます。

これらの事業につきましては、実施目的でございますが、紙おむつや子ども服など出産育児に係る関連商品の購入等に充てることを目的として実施しており、さらにごみ袋の販売を行う、取り扱っている店舗におきましてはごみ袋の購入も交換可能となっておりますので、議員おただしの内容を含む事業につきましてはこちらで実施をさせて、対応させていただいているものと考えております。

また、そのほかに出産祝い金といたしまして、新生児1人に対して3万円の支給を行っており、さらに西郷村社会福祉協議会におきましては、出産お祝い品贈呈事業ということで、紙おむつ2袋4,000円相当分の引換券になりますが、こちらを贈呈するような事業も行っているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の再質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ただいまの答弁ですと、ごみ袋、現物支給はプレママ訪問時に紙おむつ84枚だけという答弁でした。その他に妊娠時に5万円、出産時に5万円、出生時に3万円、3歳児に2万円、5歳児に3万円と子育てクーポン券を出しているのです、おむつもごみ袋も購入できるので、村では十分に支援しているように聞こえますが、現物支給については先ほども言われたように、僅か1回限りで84枚ということになっています。

単発的な支援は、それぞれその節ごとに村では支援をしておりますけれども、実際この支援だけでは子どもを育てることはできません。紙おむつの利用頻度ですが、年齢によって違いはありますが、最低でも1日約5枚程度使用するそうです。値段は約50枚入りで2,000円ぐらいです。1日5枚使用するとして、神おむつだけで1か月約6,000円、その他ごみ袋、粉ミルク、お尻ふき、離乳食等々、子どもを産み育てるには大変な出費がかさみます。自治体によっては粉ミルク等の購入費助成事業も実施しているところもあります。村も子育てにはいろいろと支援をしているとは思いますが、子どもを産み育てていくには紙おむつとごみ袋は絶対に必要となるものです。

安心して西郷村で子どもを産み育てることができる村づくりを進めている村長は、常々子どもは村の宝と言っています。今回報道にもありましたけれども、2025年の出生率も1.14と過去最低を記録しました。もう少し支援が必要と思いますが、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

今ほどお話ありましたけれども、出生率１．１４、昨日お話しさせていただきましたけれども、昨年の出生数が６７万人ということで本当に危機的状態でありまして、まさに子どもは村、そして日本の宝であります。そんな中で議員ご指摘のとおり、子どもを産み育てるには多くの費用がかかります。昨今の物価高騰等の影響もあり以前にも増して大変な状況であることを認識しております。

しかし、さきの答弁でも申し上げましたが、現時点においては子育て世帯への支援策を予算の許す限り実施させていただいている状況と思っております。昨年度には物価高騰への対策として、全村民に対しＪＣＢ商品券１人当たり１万円分の配布、以前より継続して実施しております子育て応援米の配布、さらには国の施策となりますが、子育て応援手当として児童１人当たり２万円の支給など実施させていただいております。こども未来課において実施している子育て支援策のほかに、ほかの部署においても子どもに関わる支援策を実施させていただいている状況でもあります。

西郷村といたしましては、未来を担う子どもたちの健やかな成長と子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりに引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） １２番藤田節夫君。

○１２番（藤田節夫君） 引き続き、子育て支援をしていきたいということですが、ホルムズ海峡閉鎖の影響でナフサの供給不足のため、企業は紙おむつ値上げを発表しています。子どもを産み育てることは大変な労力とお金が必要になります。せめて、ごみ袋ぐらいは支給するべきと思います。

村は、今年度から在宅で介護している高齢者世帯に対してごみ袋の支給を始めましたが、重度の身体障がい者や在宅で腹膜透析をしている方など、在宅で紙おむつを使用している方々に対しても同様の支援をすることを求めまして次の質問に移ります。

次に、学校教育についてということで質問を入れさせていただきました。

学校教育の１つ目として、保護者負担で購入している教材等を学校の備品として整備し、保護者の負担軽減をするべきではないかということです。

国は、今年度からようやく学校給食費の無償化制度に踏み切りましたが、小学校だけにとどまり、中学校は保護者負担のままに据え置かれてしまいました。義務教育は無償と言いながら、教材費等の費用は保護者負担とされてきています。文科省はこれまで何度も学用品等の保護者の負担軽減について通知を出し、物価高の影響を受ける家計の負担軽減が重要だと指摘して、保護者負担の軽減に取り組むように指示を出してきています。

これまで、保護者負担で購入していた教材、例えば算数セット、彫刻セット、習字セット、ピアノ、リコーダー、ドリル、テキストなど、実情に合わせて学校備品として整備し、ドリルやテキストなどは村で購入するなど、なるべく保護者負担を軽減することを求められていますが、村の現状についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） １２番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

文科省から発出されている負担軽減の通知に関するお尋ねでございました。

文科省におきましては、令和7年6月25日通知、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減についてをはじめ、補助教材や制服等の学用品について保護者負担が過重とならないよう繰り返し通知しております。

本村といたしましても、校長会等を通して情報共有を図り、保護者の負担軽減に留意しております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 文科省は各教科等、使用する教材のうち学校に備えるべき品物や数量の目安を教育整備指針として示しております。それらを自治体が整備できるよう所要の財政措置を講じているということですが、実のところどうなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

教材整備指針と財政措置についてお答えいたします。

教材整備指針は、議員おただしのとおり、学校教財の整備に関する基準でありまして、学習指導要領に基づく教育活動を円滑に実施するため必要な教材の種類や整備数量の目安を示したものでございます。主なものとして、学習時に使用する発表黒板、大型時計、実験装置、電子黒板等があります。本村におきましても、この指針を参考にしながら、各学校の教育課程や児童・生徒数、教材の使用状況等を踏まえ、計画的な教材整備に努めております。

また、財政措置については地方交付税算定の際の基礎数値に含まれており、学級数に応じて交付されることになります。当村におきましても学校の要望に基づき、必要な教材について小学校で800万円程度、中学校で600万円程度を当初予算に予算計上させていただきました。今後も児童・生徒の学習環境の充実と教育の質の向上を図るため、学校現場のニーズを把握しながら、必要な教材の整備を進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 円安やホルムズ海峡閉鎖の影響で、ナフサの供給不足で物価がうなぎ登りに跳ね上がり、教材費等にも影響が出てきています。保護者の負担額についても増え続け、子育て世帯の経済的負担はますます重くなってきています。このような厳しい状況の中、全国の多くの自治体では保護者負担を軽減するため、これまで保護者負担で購入していた教材を学校備品として整備し、共有化できない教材については助成という形で無償で配布をしているところが増えてきています。

村としても、異常な物価高が続く中、保護者の経済的負担を軽減するための取組を早急に実施すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

保護者負担の軽減について再度お答えいたします。

学習教材の無償化につきましては、義務教育において法令上無償とされているのは

教科書ではありますが、補助教材等について設置者の判断により教材費の一部または全部を公費負担している自治体があることは把握しております。

本村は、教材を学校備品化して児童・生徒に共有を図る等の事業は実施しておりませんが、お道具箱やファイルなど、児童・生徒が統一して使用できるものや安全管理に関するもの等を購入し、配布しております。その他、中学校の給食費無償化、英語検定料に加え、数学検定料の補助、小・中学校の入学祝い金の支給、さらに修学旅行費の補助など、様々な保護者負担の軽減を図っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） いろいろ村としても義務教育に対しての補助なり、この間出しているのは承知しておりますけれども、それ以上に物価がもう値上がりしているという状況で、保護者は大変な負担になって厳しい生活をしているということであります。子どもが学校で使う教材費や学用品に係る費用は年々増え続けています。

保護者からは、年に数回しか使わない教材や学校でしか使用しないものなどの教材も多いなどの意見があります。文科省から負担軽減できるところはするように何度も通知がきているようです。何が必要で何が共有できるのか、検討委員会を立ち上げ、保護者の負担軽減と子育て支援に取り組むべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 保護者負担の軽減について再度お答えいたします。

学校教育活動に必要な補助教材ですが、現在は保護者負担で購入している教材と村で購入している教材があります。保護者負担の教材は、個人で使用する頻度、それから教科の進度に合っているものやピアノやソプラノの笛などは衛生面等を考慮して購入していただいております。

なお、保護者負担の教材でも現在持っているものや兄弟関係で使えるものは保護者の意向により購入できますし、図書室の辞書など学校で貸出しできるものもございます。

村で購入している教材は、児童・生徒全員が統一して使用できるものや安全管理に関するもの等を購入しております。学校で使用する教科用図書以外の補助教材のドリルやワークなどの購入は、各学校で教材選定委員会を開催し選定しております。

教材選定委員会では、担任や教科担任がその教科内容や児童・生徒の実態に合っているもの、価格など保護者負担と教材使用によつての定着などを検討しております。また、教材の数や使用時間、授業で必ず活用するもの、前年度と比べて価格が高価にならないことなどを意識して、学習効果の向上が見込める補助教材を選定しております。最後に、再度教材選定委員会で確認し、学校長が教育委員会に届け出ることになっております。

議員おただしの、教材等の共有化による負担軽減については、学校でそろえるべき教材は教材整備資金に基づき村の予算確保に努め、個人で購入する必要がある教材については前例踏襲とならない、他校と比較してどうかなど、保護者負担を抑制する視点を持って教材選定を行うよう校長会等を通して指導してまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それぞれ区分けして安全面とか、ピアノなどは、でも、私聞くとところによると、ピアノは笛のところを交換すれば、まだそのまま使用できるということも聞いておりますので、その辺も検討してなるべく保護者負担がないようにしていただければと思います。

これは中学校に入学する学生の保護者負担、年間8万円を超えるということを聞いております。先ほど来言っておりますけれども、文科省からも再三保護者の負担軽減、国は本当は金出せばいいんだろうけれども、ほとんど金出さないで口だけ出しているというような状況なんで、何でもかんでも地方に任せているというような状況です。

今、全国では中学校の制服なども廃止をする方向で動いているところもあります。制服にしても相当な入学するときにお金がかかりますので、そういったところに取り組んでいる自治体も出てきていますんで、村としてもある程度は振り分けて、保護者負担になるか、村負担にするのか、その辺はもう一度この検討委員会を通じて点検していただきたいなと思います。

こういったことを要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、高校生などへの通学費の助成について伺いますということで、ご存じのように村には高等学校がありません。全ての子どもたちが中学校を終わると村外の高校に通うこととなります。白河市内の高校に行くこととなりますが、最近では少子化により、定数削減や統廃合等で定数等が削減され、白河市外の高校に行く子どもたちも増えてきています。

2026年から所得制限がなくなり、授業料が撤廃され無料となりましたが、入学金や制服代、教材費など多額の出費がかさみます。文科省の学習費調査によると、制服、夏服と通学用品等、体操着等、その他、教科書代、副教材費、修学旅行積立金など、学校に必要な諸経費など、これらを合計すると入学時だけで最低でも約15万円程度の出費になると言われています。これはあくまで公立高校で私立高校になると、さらにかさむものがあります。部活動費や交通費は含まれていません。授業料が無償になっても、高校に進学することで多額の金額が必要になります。

高校がない村として、高校生を支援する立場で通学費ぐらいは助成することは当然だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高校生の年代で、公共交通機関を利用し学校に通学している人たちに対して、通学費の助成をすべきというようなご質問でございますが、昨今、少子化等の影響から、高等学校の定数の削減や国が実施する高等学校等就学支援金制度等により授業料の無償化が進んだことで、遠方の高等学校に通学する生徒が増加している状況であることは把握をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、高等学校に進学すると授業料のほかにも様々な費用がかかることになります。その負担額は進学する高校によって違いはございますが、高等学校

にお子様を通わせるご家庭の負担は大きなものと思います。しかしながら、通学費の助成を実施するとした場合に、助成するご家庭の対象をどこまで絞るかが難しくなります。公共交通機関を利用して進学するご家庭のみに助成を行った場合、昨今、燃料費の高騰等もございますので、近隣の白河市内等に通う自家用車で送迎を行っているご家庭にも交通費の助成を考えなければなりません。各ご家庭においては大変ご苦勞をされていることとは思いますが、助成を行うか否かにつきましては、今後限られた財源の中でほかの市町村の動向も確認をしながら、導入すべきかどうか、判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 通学費の助成を実施するとした場合に、助成するご家庭の対象をどこまで絞るか、非常に難しい。さらには、近隣の白河市内に通う、自家用車に送迎を行っている方からも交通費の助成を求められる可能性が大きくなります等々、これはやらないという前提の回答だと思うんですけども、全ての子どもたちに平等に支援するという立場であれば、こういった回答は出ないのかなと思うんですけども、高校がない自治体は西郷村だけではありません。近隣では特に東白河地区で矢祭町、古殿町、鮫川村、平戸村など、高校を持たない自治体のほとんどのところで昔から助成をしています。

今は、自宅から白河市まで車で送迎している家庭が多いですけれども、ガソリンの高騰で家計に負担がかかります。また、白河市外の高校に電車やバスを利用して通うとなると交通費だけで年10万円を超えるところがあります。交通費は固定出費になりますから、家計に重くのしかかってきています。政府は子育て支援を進めるとして、加速化プランで教育の負担になり、また係る経費もかさみます。

先ほど来申しておりますけれども、文部科学省も再三にわたり負担軽減に取り組めと言ってきています。全て車社会です。お金がかかります。実際に多くの自治体で通学費の助成をしています。神戸市では2024年度から全額免除になりました。村の子ども・子育て支援として様々な支援をしてきていますが、高校生に対しての支援が少ないように思います。

高校を卒業すれば、就職する子どももいます。村内の企業で働く子どもたちも数多くいます。村の将来を担う子どもたちです。また、今年度から大学生等に対して新幹線通学補助金事業月3万円、さらには新幹線で通勤される方に対しても通勤補助金として月3万円補助しています。なぜか高校生には支援がありません。まずは高校生に支援すべきではないでしょうか。高校3年間にかかる出費は直接生活費に負担がかかります。異常な物価の高騰で厳しい生活をされている世帯が増えてきています。高校にはほとんどの方が行く時代です。せめて高校の通学費ぐらいは全額とは言わないまでも少しでも助成することで家計の負担を軽減するべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

最後に、せめて高校生の通学費くらいは全額とは言わないまでも、少しでも助成することで家計の負担を軽減すべきではないかという質問であります。

議員おただしのとおり、近隣の市町村においても、高校生に対する通学費の助成を行っている自治体があることは私も認識しております。高校生年代に対する支援については乳幼児、中学生世代と比較すると支援が少ない状況にあると私も思っております。少子化が進む中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることは、本村の持続的な発展にとって重要であり、高校生の通学支援も子育て支援の対策の一つとして考えていく必要があります。

一方で、先ほど部長が答弁しましたように、助成制度の創設に当たりましては、対象者の範囲や助成額、財源の確保など、総合的に検討する必要があります。今後、利用実態や保護者のニーズ、近隣自治体の取組状況を調査し、研究し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村長も、高校生に対しては支援が少ないということで理解しているということであります。高校3年生になると、もう村でも就職するとなると、車は絶対条件に必要になるわけです。そういった意味では車の免許も取らなくちゃならない。当然、車も必要になる。もうすごい出費になるんです。家庭で余裕ある世帯は別だとしても、そんな余裕ある世帯はないと思いますし、それなのになぜか高校にだけは私が見たらば支援が少ないと、ないとは言わないですけども、支援は少ないということで、こういった質問もしたわけです。

村長の答弁ですと、助成すべきかどうか深く研究して検討していきたいということで理解しますが、これで村長、はじめて私、ただ検討するだけじゃなくて、深く研究して検討していきたいということで、これは前向きに検討していくということで、理解してよろしいのでしょうか。再度、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

周りの近隣市町村、あるいはバランスとかいろいろ検討しなきゃならないと思います。公共交通使う人とまたマイカー使う人、いろんな立場、いろんな状況踏まえながら、助成についても幾らまでとか、そういうことも考えなきゃならないものですから、いろいろ検討していきたいと思っております。

どちらかというと、できるだけ高校生に負担のないように考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） いろいろバランスもあるということですけども、この辺は矢吹町もあるし、白河市もあるし、あつてあれなんですけれども、東白河郡は、相当数以前からも交通費の助成は出しているんです。それぞれ金額的なものは別ですけども、そういった事例もありますんで、そんなにかたくなにあだこうだ言わないで、ぜひ前向きにここで助成するようにお願いします。

助成することで、月1万円にしる、5,000円にしる、それをプールしておいて、もう高校3年終わるときには免許が必要なんですから、そういった金だつてプールしなくちゃいけない。そういった金をプールしておくためにもそういった支援が必要なのかと思いますんで、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

学校教育課の3点目として、不登校児童・生徒について伺います。

文科省によると全国の小・中学校の児童・生徒における不登校は10年間で約3倍に増加し、現在35万人を超える過去最多となっていることが、報告されております。

そこで、まず村内の状況とその要因についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

村内の状況についてのお尋ねでございました。

令和7年度、西郷村では小学生34名、中学生32名の不登校の児童・生徒がおります。主な要因といたしましては、複雑化する人間関係や学校生活への不安、家庭環境の変化など、複数の要素が絡み合っていると認識しております。小学校の要因として多いのは、家庭環境24件で一番多くなっております。次に無気力12件、不安・抑鬱12件、学業不振12件、昼夜逆転6件の順で、全体の8割以上、約83%を占める割合となっております。

次に、中学生の要因として多いのは、不安・抑鬱15件の原因が一番多くなっており、次に家庭環境14件、無気力9件、友人関係9件、学業不振8件、昼夜逆転8件の順で全体の9割以上、92%を占める割合となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、不登校の定義について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 不登校の定義についてお答えいたします。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校したくない、あるいは登校したくともできない状況にあり、1年間で30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この不登校の定義に含まれない子どももたくさんいるのかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。まだまだ、今独自の要綱で小学校・中学校、66名、私も最初これを聞いたときにはびっくりしたんですけども、こんなにいるものかと思って。この定義にくみしている子どもたちだけでこれだけいるということは、もっとこれに定義しない、1か月に1回か2回学校に来ている子どももいると思うんですけども、そうすると相当な数が見込まれるのかなと思います。大変な状況なのかなと思います。

それで、不登校になっている子どもたちの進級や進学はどのような扱いになるのか、

お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 不登校になっている子どもたちの進級や進学についてお答えいたします。

不登校児童・生徒の進級や進学につきましては、義務教育である小・中学校においては、欠席日数のみを理由として進級や卒業が認められなくなるものではございません。学校では、児童・生徒一人一人の学習状況や生活状況を把握しながら、学習支援や教育相談等を行い、社会的自立に向けた支援に努めております。

また、中学校を卒業後の進路につきましても高等学校や関係機関と連携しながら、生徒本人や保護者の希望を踏まえた進路指導を行っております。

教育委員会といたしましては、今後も不登校児童・生徒が安心して学び続けることができるよう、学校、家庭及び関係機関との連携を図りながらきめ細やかな支援に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 進級しないわけでもなくて、中学校も卒業できると、その後の進路は親と本人とで相談してどこへ行くかということなわけで了解はしますけれども、村としての対策と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 村の現在の対策と今後の対策についてお答えいたします。

本村におきましては、不登校児童・生徒への対応として、学校における日常的な児童・生徒理解の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携しながら、一人一人の状況に応じた支援に努めております。

また、オンラインを活用した学習支援など、多様な学びの場の確保に取り組み、児童・生徒が社会とのつながりを維持できるよう支援を行っております。

今後は、不登校の未然防止の観点から、魅力ある学校づくりや分かりやすい授業づくり、相談しやすい環境づくりを一層推進するとともに、欠席傾向の早期把握、早期対応に努めております。

さらに、学校だけではなく、家庭、福祉、医療などの関係機関との連携を強化し、児童・生徒一人一人の状況に応じた切れ目のない支援体制の充実を図っていききたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村では、教育支援室が新たに設置されましたが、どのように活用するのか、またその体制、部屋等についても含めて伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 教育支援室の活用と人数や規模についてお答えいたします。

今年4月より設置された教育支援室は、不登校児童・生徒の学習機会の確保や社会的自立を支援する場であり、学校や保護者と連携しながら個々の状況に応じた学習の支援を行っております。

また、教育研修も行い、さらに保護者の教育相談の窓口として専用ダイヤルを設けて相談業務を行っており、児童・生徒が安心して過ごせる居場所として活用し、学校復帰や将来の自立につながるよう支援してまいります。

体制につきましては、会計年度任用職員で教員経験者の職員が3名、うち1名は短時間勤務を行っております。また、県派遣のスクールソーシャルワーカー1名が週に2日勤務しており、合計4名体制で勤務しております。場所は文化センター1階の旧学校教育課を、すこやか教室として学習環境と事務室を設け、文化センターに通えない場合は、方部巡回相談場所として学校、公民館等で学習支援を行います。児童・生徒や保護者と連携を図りながら進めております。

なお、6月4日時点の教育支援教室の利用状況ですが、文化センター内のすこやか教室は4名、小学校1名、中学校3名が既に利用しておりまして、学校の別室を利用した支援は7名、小学校6名、中学校1名、その他学習支援として2名が利用しております。

また、相談支援業務については71件、内訳は不登校が26件、研修支援40件、集団生活関係が2件、学業関係が2件、子育て関係が1件となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の説明で、文化センター内のすこやか教室、そちらは4名現在利用していると、さらに、学校の別室を利用した支援は7名という説明でしたが、これは学校の別室を利用した支援というのは、具体的にどんなことを言っているのでしょうか。伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

学校での支援ということで、場所については各学校の空き教室、あるいは相談室等を利用して行っております。この支援室から出向いて支援を行うということで、その子どもに合った学習環境を提供しながらということで、少しでも子どもたちが学校への復帰ができるよう手助けをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ということは、文化センターですこやか教室、そこにいる指導員が学校まで行って指導しているということで、了解しました。

それと、2か月足らずで相談件数業務71件、相当な数が相談に訪れている。大変なゆゆしき問題なのかなと思います。

また、西1中に教育支援センター、これはスペシャルサポートルームというんですけれども、設置したとのことですが、このことについて体制と内容についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの体制とこれまでの効果、実績についてお答えいたします。

今年4月より、学校内で安心できる居場所や、学習機会の確保のためのスペシャルサポートルーム、SSRの実践校として県教育委員会より西郷第一中学校が指定を受けました。

生徒指導支援加配教員1名と校内教育支援センター、支援員1名を配置し、複数の生徒、三、四名が短時間ではありますが、スペシャルサポートルームを利用しており、小学校時不登校であった生徒の利用や進級により学級の人間関係に不安があり入室できないなど、学級に向かう前段階として活用していると学校から報告を受けております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ここで生徒指導に当たる支援員、これは2名とも教員経験者なんでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

教員1名、幼稚園教諭1名でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 2名とも学校教員ということで、いろいろ、スペシャルサポートルーム、そこに行く子と、保健室とかほかのそこにも行かない子もいると思うんですけども、時間帯によっていろいろ通学する時間もその子によって違うと思うんですけども、そういったところ振り分けして、教室もまた別にして、そういう体制を取っているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

部屋のほうはサポートルームを設置しておりまして、専門に県から1名の加配の教員が配置されておりまして、そこで行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 不登校が、先ほど申しましたように六十何名いるということで、これは県からの、こっちから申し出て県からの許可がないとなかなか、これも設置できないと思うんですけども、各学校に、西一中だけじゃなくて、各学校にそういった体制を取ることはできないのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 各学校にスペシャルサポートルームを設ける考えについてお答えいたします。

不登校児童・生徒が多い小・中学校を中心に、福島県教育委員会が学校を指定し、専任の加配教員を配置しております。近年、教員不足など人材確保の問題もあり、要望した全ての学校に配置されるものではありません。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 全ての学校に配置されるものではないということですけども、

これは要求し続けて、こういった状況なので県のほうに言っていくべきだなと思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。

次に、担任の先生は今、よく聞きますと忙し過ぎるため、なかなか話を聞いてもらえる時間が取れない、親とか子どもから、そういったことも聞かれます。そういった中で、現在、スクールカウンセラー、何名村には配置されているのか、まずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） スクールカウンセラーの人数についてお答えいたします。

現在福島県教育委員会、熊倉小、小田倉小、西一中、西二中、川谷小・中、からの派遣により4名、6校にスクールカウンセラーを配置しております。残りの2校にしましては村教育委員会、米小、羽太小にては村で予算措置を行い、スクールカウンセラーの配置を行っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 4名ということで、これも県のほうの職員配置になると思いますけれども、村内全ての学校にスクールソーシャルワーカーも配置できるように要望していただきたいと思います。

次に、経済的に困窮している家庭の子どもが不登校になる傾向にあると言われておりますが、実態はどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 経済的に困窮している家庭の子どもが不登校になる傾向があるのかについてお答えいたします。

一概には言えませんが、一般的な傾向といたしまして、経済的に困窮している家庭の子どもは不登校になるリスクが高まることが指摘されております。ただし、経済的困窮イコール不登校ではなく、経済的困窮が様々な要因を通じて不登校につながる場合があると考えられております。

不登校の要因は、本人の心理的要因、家庭環境、学校生活上の課題など、複合的でありまして、一概に経済的根拠のみが原因であるとは言えないところと考えております。

一方で、経済的に困難な状況にある家庭では、生活上の不安や学習環境の課題などが子どもの学校生活に影響を及ぼし、不登校の背景要因の一つとなる可能性が指摘されております。

本村といたしましても、学校と福祉機関が連携し、就学援助制度の活用や関係機関との情報共有を図りながら、子ども一人一人の状況に応じた支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、不登校児童・生徒に向けてオンラインを活用した支援や授業についての考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

不登校児童・生徒に向けてオンラインを活用した支援についてお答えいたします。

現在、福島県教育委員会では不登校の児童・生徒に向けたオンライン支援、r o o m Fが既に提供されております。児童・生徒が自宅からタブレット端末やパソコンを通して、メタバースと呼ばれる3D仮想空間に、自分の分身であるアバターを介して学習や交流に参加できるなど、孤立感の解消や主体的な学びとなる授業を行っております。

r o o m Fに入居して活動を行うと、出席扱いになると周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 不登校が増加している問題は深刻な状況です。不登校解消に向けた取組はどこの自治体でも喫緊の課題となっています。全国の事例なども参考にしながら、一人でも多くの子どもの笑顔を取り戻すことが必要です。子どもは宝です。何よりも将来ある西郷村の子どもたちです。本人も保護者も将来への不安や焦りの毎日を過ごしています。村としてできる限りの支援充実に取り組むべきと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

子どもは、私たちの宝でございます。その健やかな成長を支えることは私たちの責務であると考えております。また、児童・生徒、保護者が抱える不安や焦りは大きいものであると受け止めております。支援体制の拡充については、今年度から始まりました教育支援室や校内支援センター、こちらで児童・生徒の学習支援や居場所づくりを行っているところではございますが、今以上に拡大が必要だと判断できる場合には専門スタッフの常駐や増員を図り、センター機能を有する教育支援センターにして、児童・生徒、保護者の支援体制を強化し、不登校の解消を目指したいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（真船正晃君） ここで教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 先ほど藤田議員からのご質問にお答えしましたことに対して、1点訂正をお願いいたします。

先ほど、西郷第一中学校に教育支援センター、スペシャルサポートルームの支援について2名の教員で体制を取っているのかというご質問で、私から2名とも教員ですと、お答えいたしました。1名は県からの加配教員ですが、支援員につきましては幼稚園教諭でございましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次の質問に移らせていただきます。

次に、経済支援事業について伺います。

アメリカ、イスラエルのイラン攻撃を発端にホルムズ海峡封鎖で、中東状況の混乱が続く中、原油を基に作られる建設資材や日用品など幅広い製品に使われているナフサの供給不足の影響で、中小企業や農家、一般生活者まで影響が出てきています。ホームセンターから塗料やシンナー類、断熱材などが品切れになっている状況です。品薄と同時に材料費の値上がりで先が見えない状況のため、仕事を受けることもできないなどと言っている業者もいます。村は村内事業者や農家等の実態について把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

ホルムズ海峡封鎖の影響による中小企業や農家等への緊急対策に対するお尋ねでございます。イランによるホルムズ海峡封鎖は今年2月より始まり、現在においてもいまだに先行き不透明な状況が続いております。日本は、輸入する原油の9割を中東に依存しており、現在は国の石油備蓄及び補助金投入によって価格の急激な上昇は抑えられておりますが、長期化し、国による対策が終了となれば、経済への影響は避けられない状況になると考えております。

特に、原油から生成されるナフサは取引価格が中東情勢悪化により、約2倍まで上昇しており、プラスチックや塗料など幅広い製品に利用されていることから、中小企業の原材料調達コストの上昇や資材不足の要因ともなっております。

現在村では、村内事業所の中東情勢による経営の影響について、商工会によるアンケートを通じて状況把握を行っているところです。アンケートは、6月末までの期限で行っておりますので、今後アンケート結果を集約してどのような業種に影響が出ているのか、またどんなニーズがあるのかを把握してまいりたいと考えております。また、中小企業経営合理化資金制度などの既存事業の活用についても周知に努めてまいります。

次に、農家等に関してでございますが、昨日、鈴木昭司議員の一般質問にお答えしたところでございますが、緊急的な対策を講じる予定は今のところございませんが、今後、国や県の動向、そして原油価格や農業機械、資材等の価格、さらには今後の米価等に関しまして注視していきたいと考えております。

今年度も村独自の補助金を含め、多くの耕作者の方々に補助の申請をいただいている状況でございますので、引き続き補助の活用を推進してまいりたいと考えております。

す。村としましては、今後も耕作者の方々の意見や要望に耳を傾け、さらなる農業の活性化に向けて尽力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 農業等におかれましても、ビニールとか野菜の出荷による袋、そういったものが品不足になっているというふうなことも聞いておりますんで、ぜひその辺は農業やっている方と連携を取りながら、なるべく早く対応できるようにしていただきたいと思います。

現在は価格の高騰が抑えられているとのことですが、先ほど申し上げましたが、既に現場では、ナフサ不足の影響が出ています。商工会議所を通じてアンケート調査を実施しているとのことですが、村内には商工会議所に加盟していない事業所も数多くいます。商工会議所の会員だけでなく、より多くの事業所や個人事業主にも意見を求めるべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えします。

商工会だけでなく、より多くの事業者や個人事業主にも意見を求めるべきではとお尋ねでございました。今回のアンケートは西郷村商工会のほか、3つの商工会、大信、東、表郷となりますが、合同で策定し、村が同意している経営発達支援計画に基づいて、商工会自らが実施する事業者向けのアンケートとなっております。

実施主体である商工会でございますが、村内の事業者が所存する団体の中で会員数が約370と最も多い公的な団体でございます。村の方針や政策の方向性を検討するに当たって村内企業、事業所が現在直面している状況を把握する上で、村とより連携の深い団体でありまして、商工会のアンケート実施は適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 3つの商工会、大信、東、西郷、これは商工会議所が主催でアンケートを取っているということですが、これは今回のホルムズ海峡の封鎖に伴っての、それについてのアンケート調査になっているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

今回のアンケートにつきましては、毎年行っている経営発達支援計画に基づくアンケートとなっておりますが、今回のアンケートの中に、中東情勢に関する部分を盛り込んで実施しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今回の中東問題も入っているということです。締切りが6月末のことですが、もう既に影響が出ています。村として、このアンケート結果を見るのも大事ですけれども、もう全ての人がこういう状況であるということはマスコミな

どを通じて、また周りの事業所を見ても、影響が出ていることは明白なんで、ぜひ、アンケートを待たずに実施していくべきだと思いますが、取りあえずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

アンケートの結果を待たずして、対策実施すべきではないかとのお尋ねでございます。対策の実施に当たりましては、村内事業所の方々が現在どのような状況で、どのような課題を抱え、行政に対してどのようなニーズがあるのかを把握し、現状を分析した上で適切な対策を講じることが求められると考えております。

今後、アンケート期間が終わり次第、速やかに集計を行いまして、必要な対策につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） アンケートを重視してやっていきたいということですが、村長をはじめ担当職員も含めて、村内の事業所を回って話を聞くということも大事だと思いますので、そういったことも言わせていただきます。

既存の中小企業合理化資金制度の活用促進の準備を進めていくこととありますが、中東情勢の激化と長引く物価高騰で、コロナ禍以上に厳しい経営状況に至ることも予想されます。事業者は家賃や機械のリース代、人件費など固定費がかかります。返済が必要となる融資ではなく、村独自の事業者を支える補助を実施すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業建設課長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えいたします。

村独自の事業者を支える補助の実施についてのお尋ねでございました。

中東情勢による影響は、今後も長期化する懸念がございます。一時的な給付ではなく、社会情勢の変化に対して柔軟に対応できるような、経営基盤の強化に資する支援策について、コロナ禍を経て創設をしております。これら既存事業の活用を図るとともに、先週末に可決された国の補正予算に計上されていた重点支援交付金を活用した事業について、村への配分額や推奨される事業メニューに基づき、国・県の支援制度との重複や対象の公平性、財政負担を十分に見極めた上で、必要性和緊急性の高い分野から検討することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ナフサ不足の影響で食料品が次々と値上げになり、6月食料品の値上げは1,000品目を超え、さらに、今年度も1万品目を超える値上がりが見込まれており、5年連続の年間1万品目の値上げは確実な状況とされています。このような状況下で、郡山市では食料品等物価高騰対策交付金として、低所得者世帯に対して給付金1世帯当たり1万5,000円を6月1日から順次実施をしております。

さらには、市民の暮らし応援と事業者への物価高騰負担軽減として、水道料金のうちの基本料金を6か月分免除しました。約14万件、免除期間は6月から11月検針分で3回の徴収分が免除されました。市民の暮らしと事業者の物価高騰負担軽減措置として実施されました。独自の支援を実施することで市民の生活を応援しています。異常な物価高騰で村民や事業者が苦しんでいます。村としても物価高騰臨時交付金等を活用して、早急に支援することを求めまして、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第6、5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

◇5番 大竹憂子君

1. 防災について
2. 子育て支援について
3. 指定ごみ袋について

○5番（大竹憂子君） 5番大竹憂子です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、防災についてですが、災害時の体制ということで、これまでも何度か防災について一般質問させていただいていますが、十分な災害時の体制を整えているのだろうかと思うので、今回も質問させていただきます。

令和8年3月まで防災課が設置されていましたが、それまで防災課のほうに女性職員が配置されませんでした。部制となった現在、防災担当には常時女性職員が配置されているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

4月より部制が導入され、旧防災課防災係は現在総務部総務課、防災管財グループに再編されております。総務課には防災の主担当ではございませんが、課長を含め女性職員2名が配置されております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） では次に、災害時の職員配置体制はどのようにされているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

災害発生時の職員の初動対応につきましては、被害の最小化と迅速な応急対策を図るため、災害時初動マニュアルを定めております。

本マニュアルは、特に混乱が予想される発災後数時間から3日間の初動対応に特化した構成としており、4日以降の応急対策は西郷村地域防災計画に基づき実施する体制としております。

職員の配備体制につきましては、災害の種類やレベルに応じて最適な担当者を配置する運用としております。今年4月の組織再編に伴い、班編成を刷新いたしております。今後も毎年の検証を通じて、より実効性の高い体制へと見直しを図り、有事の際に迅速かつ的確な対応ができるよう万全を期してまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） まず最初の質問で、常時グループとなり、防災の担当ではないが常時女性職員が2人いるということでしたが、災害時の職員配置では担当ごとに各避難所への女性職員が配置されるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

本村の災害対応におきましては、発災時の状況や緊急性に応じ、全職員が最大限の能力を発揮できる適材適所の配置を基本としております。特定の業務に性別を限定して、固定的に配置するものではございませんが、まず、災害発生時の現場の応急対応につきましては、過酷な現場環境や機動的な対応が求められることから、男性職員を主とした体制を取っております。一方で、避難所の運営や福祉対応につきましては、避難者一人一人のニーズに寄り添った対応が必要となりますので、要支援者等の安否確認や避難誘導等を行う福祉対応班及び保健師等の専門職を中心とした救護班におきましては、多様な視点からきめ細やかな配慮ができる職員を配置し、避難者の健康管理や生活環境の対応に努めております。また、炊き出し業務につきましても避難所の状況に応じ、女性職員を含めた体制で実施しております。

そのほか、広報班、人事班、電話受付班等につきましても各担当業務の重要性に鑑み、状況に応じて適切な職員を柔軟に配置しております。

今後におきましても、性別にかかわらず、個々の職員の専門性や特性を十分に生かし、住民の皆様に安心していただける避難所運営及び災害対応体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） ただいまの答弁で、性別にかかわらず職員の専門性や特性を十分に生かすとのことでしたが、避難された女性の方は女性職員が対応することで話しやすいということも考えられるので、避難所での対応には女性職員が配置されることが望ましいと思います。ぜひそのようなことも考慮して配置体制づくりをお願いいたします。

では、次にですが、（２）の備蓄品について伺っていきます。

まず、離乳食を準備しているのかということで、離乳食にかかわらず非常用授乳グッズ、例えば使い捨て哺乳瓶、液体専用アタッチメント、インナーバッグ、これは哺乳瓶用のビニール袋ですが、このようなものを準備しているか。また離乳食とは違いますが、高齢者の食事なども準備しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、現在離乳食及び避難用授乳用品、使い捨て哺乳瓶につきましては現時点では備蓄が整っておりません。一方で高齢者向けの食事につきましては嚥下機能への配慮を考慮し、一般的な非常食に加え、レトルト食品等の備蓄を行っております。ご指摘いただきました乳幼児用品の備蓄につきましては、避難所には多様な年齢層の方々が避難されることを踏まえ、極めて重要な課題であると認識しております。乳幼児が安心して避難生活を送れるよう、衛生面等に十分配慮した離乳食や関連用品の備蓄につきましては、備蓄品リストへ反映させ、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 備蓄品リストへ反映してくださるということでありがたく思います。

現在、液体ミルクも村では備蓄しているので、液体用アタッチメントも少し準備するとよいのではないかと思います。

次に、避難所での下着についてですが、避難所生活が長期化する場合、衛生面が心配になります。何日も同じ下着を身につけることは体調を崩す一つの原因ともなります。

そこで、避難所の下着対策として、使い捨てペーパーショーツ、おりものシートなどを準備しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

現在、下着類についての備蓄は整っておりません。議員ご指摘のとおり、避難所生活が長期化する中での下着等の交換は、避難者の皆様の健康管理や衛生環境を保つためには重要であると認識しておりますので、ご提案いただきました使い捨てペーパーショーツやおりものシートなど、避難所での需要が高い衛生用品を中心に、必要な備蓄量の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） これも重要なことですので、本当に早急に準備をお願いしたいと思います。

次に、配慮が必要な方への対応ということで伺っていききたいと思います。

配慮が必要な方とされるのが、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい児のある方、外国人、ペットとお住まいの方などが挙げられると思います。このような方々は近くの避難所へ避難することをちゅうちょされることが考えられます。特定の避難所といたしますか、要配慮によって集約した避難所といたしますか、例えば障がい児のご家族は支援学校を避難所とするとか、外国人専用の避難所を設けるとか、そのような配慮も大事だと思います。

また、要配慮の方がそれぞれが安心して避難でき、対応もしやすいと考えますが、配慮が必要な方への対応について村長はどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、災害時における要配慮者の支援につきましては、避難行動要支援者名簿の整備及び関係機関への情報共有を進めております。

また、福祉避難所として現在 15 施設と協定を締結しており、受入れ体制の確保に努めているところでございます。

ご提案のありました、境遇が同じ方の集約避難につきましては、要配慮者が村内に

点在している現状を踏まえますと、まずは各避難所内に専用スペースを確保し、避難所運営マニュアルに基づき対応をすることが現実的かつ迅速であると考えております。その上で、個々のニーズに応じた適切な支援を実現するためには、避難行動要支援者一人一人の状況に応じた個別避難計画の策定が不可欠であります。現在は策定数が十分とは言えませんが、今後は関係部局が連携し、個人情報の保護に十分配慮しつつ、関係機関との情報共有を進めながら計画作成をしてまいります。

あわせて、名簿の定期的な更新や情報の適正管理を徹底し、避難所運営マニュアルの改定や必要な資機材の整備にも注力していきたいと思っております。

今後、避難される全ての皆様が、その人に応じた必要な支援を速やかに受けられるよう、関係機関と連携した災害対応体制の構築に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 各避難所に専用スペースを確保するということでしたので、少し安堵いたしますが、それぞれのニーズに合わせた対応と支援をこれからお願いしたいと思います。

次に、子育て支援について伺っていきます。

まずはじめに、妊婦健診、予防接種、成長記録など、村では管理しているのか伺います。これは、母子手帳のみなのか、または村のほうでも管理しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

妊婦健診、予防接種、子どもの成長記録など、現在村ではどのように管理しているのかというご質問でございますけれども、妊婦健診、予防接種等の管理に対しまして現状の管理体制でございますが、現在は主に母子健康手帳による保護者自身による記録と、村が保有する紙媒体の台帳や健康管理システム等を用いて管理を行っているところでございます。

予防接種につきましては、接種状況の正確な把握と漏れを防ぐため、健康管理システムでの管理を行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 母子健康手帳や村の台帳、紙台帳と管理システムで管理しているとのことですが、予防接種や健診のとき、または各種書類作成のときなどには必ず母子健康手帳が必要となります。保護者からのお話ですが、予防接種や健診のたびに持参するのが手間とか、転入転出の際、手続で提示するのが面倒とか、書類に予防接種の記入をしなければいけないときに、母子手帳での確認が大変というような声を耳にします。

国も母子保健デジタルトランスフォーメーションを推進し、全国 870 以上の自治体で子育て応援アプリといったようなアプリ導入もしています。西郷村でもスマホで管理、確認できる環境を整えるべきだと考えますが、アプリの導入を検討しているの

か、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アプリの導入を検討しているのかというご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、子育て世帯の皆様が日々感じておられる記録を探す手間や管理の負担の解消につきましては、住民サービスの向上の観点から、取り組むべき課題であると認識をしているところでございます。

現在、近隣市町村においても、民間企業が提供するアプリの導入が進んでおり、利便性の高さには着目をしているところでございます。村といたしましても、保護者の負担軽減を優先に考え、こうしたアプリの導入に向けて前向きに調査検討を進めてまいります。

なお、今後の検討に当たりましては、単に利便性の高いアプリを導入するだけではなく、もう1点、将来的な視点を考慮したものとし、それにつきましては現在国が進めている電子版母子健康手帳の取組との互換性でございます。そのため、アプリの選定に当たっては使いやすさはもちろんのこと、将来的に国のシステムとも接続可能な拡張性を備えたものを精査してまいりたいと考えております。

まずは、保護者の方々の現在の利便性を高めつつ、将来にわたってデータがしっかりと守られ、活用される仕組みを目指して検討してまいり所存でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 国の動向を見てというのは理解いたしますが、アプリ導入がまだ先になるのであれば、窓口にて記録の案内や予防接種証明書のようなものを発行するといった行政サービスを考えているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、村におきましては、予防接種の記録につきましては、保護者の方々からのご希望がございましたら、窓口にて予防接種済み証を発行交付する対応を行っております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 窓口のほうで発行していただけるということで、そちらも割合保護者の方たちは分かっていなかったりするので、窓口でのそういった行政サービスも行っているという周知を今後お願いしたいと思います。

次に、（2）の不妊治療助成について伺います。

少子化問題で悩んでいるところはどこの自治体も同じかとは思いますが、不妊治療助成は少子化対策の一つと考えますが、現在村では不妊治療の助成を行っているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村で不妊治療の助成を行っているかというご質問でございますが、現在行っており

ます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 行っているということで、では、村で行っている不妊治療助成の内容を伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不妊治療費の助成内容についてというご質問でございますが、本村では不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを望むご家庭を支援するため、国及び福島県の制度と連携した助成を行っております。

具体的には、一般不妊治療及び特定不妊治療に要した費用に対しまして、自己負担額の一部を助成する制度を設けております。対象となるのは、治療の開始前に村内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦であり、治療開始時点の妻の年齢が43歳未満の方を要件としております。

一般不妊治療につきましては、1組の夫婦に対して15万円を上限に、特定不妊治療につきましては1回につき15万円を上限に、はじめて治療開始したときに妻の年齢が40歳未満の場合には、1子につき6回まで、はじめて治療を開始した妻の年齢が40歳以上43歳未満のときには、1子につき3回までを助成対象としております。

福島県不妊治療支援事業の対象にならない一般不妊治療及び特定不妊治療の保険適用分の自己負担分、3割のほか、県の補助対象となっている特定不妊治療の保険適用外の治療費については、県の助成の上乗せ分を村が助成しているところでございます。以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） ただいまご説明いただいた不妊治療の助成金は、経済的負担を軽減するすばらしい取組だと思います。ですが、不妊治療をされている方や経験した方からは、若いときに卵子凍結をしておけばよかったとか、もっと早くに対策していればよかったという声を耳にします。また、20代の女性からは、卵子を凍結したいけれども、高いんだよねといった声も耳にします。晩婚化やライフスタイルの多様化が進む中、備えとして卵子凍結を考える方が増えています。少子化対策は不妊治療といった戦略だけではなく、若い世代が妊娠、出産の可能性を見いだすものとして、そのような選択肢を重要と考えることも必要だと思います。

本来であれば、国・県が率先して取り組むべき課題と考えますが、将来を見据え、一歩前へ進み、若年層への投資と考え、卵子凍結の助成を検討すべきと思いますが、村の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

卵子凍結への助成についてというご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、将来の妊娠、出産を希望する方々へ、ライフプランニングの初期段階から支援を行うことは、少子化対策として非常に重要な視点であると認識しております。

卵子凍結への助成につきましては、医学的倫理的な課題や現行の子育て支援とのバランス、さらには先進自治体の実施状況など、多角的な検証が必要不可欠であると考えております。現時点で直ちに制度化を約束するという段階にはございませんが、若い世代への将来への備えを支える重要な課題として、庁内で実態把握と研究を深め、本村においてどのような支援が有効か、検討してまいり所存でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま5番大竹憂子君の一般質問の途中であります、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番大竹憂子君の一般質問を許します。5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 休憩前に部長のほうから答弁いただきましたが、不妊治療の際、何度も卵子を取り出す苦痛というのは物すごく耐え難いものがあります。卵子凍結をしていれば、そのような苦痛も軽減されます。一度で済むことが不妊治療の際ですと毎回毎回、先ほど内容でおっしゃっていましたが、6回までと言っていたが、6回やるのはかなり大変なことなので、そういったことも考えていただきたいと思います。

若者の将来は西郷村の将来につながると思います。そこで、村長にもどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大竹議員の質問にお答えいたします。

議員の今の熱い気持ち、伝わりました。

今、人口減少、少子化に歯止めがかかりません。そんな中において卵子凍結というのは少子化対策の一つであります。今後、部長が答弁しましたように、調査研究してまいります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） ぜひいろいろと研究されて、前向きに検討していただくことを希望して、次の質問に入ります。

（3）の吸水サニタリーショーツ配布についてということで、現在は公共施設のトイレに生理用品を設置していただいております。これに関しては本当にありがたいと思っております。以前、生理困窮のお願いをした際に、女子児童・生徒に吸水サニタリーショーツの配布を検討してほしいと伝えましたが、いまだに配布に至っていないので、質問させていただきます。

女性が生涯で生理用品に係る負担額は平均50万円ぐらいと言われております。吸水サニタリーショーツを使用することで、2割から3割の負担軽減ができるということで

す。経済的問題だけではなく、生理を不安に感じたり部活を制限されたりするような、そのような子どもたちが、悩みを抱えることなく成長してほしいと私は思います。小学校で生理について話をされる５年生の時期、または小学校卒業から中学校入学の時期に、給水サニタリーショーツを配布してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

県内では、多くの自治体で生理の貧困対策をしています。吸水サニタリーショーツを配布しているのは川俣町のみです。川俣町では配布のみならず防災備蓄としても導入しています。ぜひ西郷村の宝である子どもたちに寄り添った支援として、村は吸水サニタリーショーツの配布事業を導入する考えがあるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

吸水サニタリーショーツの配布ということのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、生理に関する悩みにつきましては、子どもたちにとって身近な課題であり、行政としても必要な支援の在り方を検討する必要があると考えているところでございます。

ご提案いただきました吸水サニタリーショーツの配布につきましては、生理用品の経済的負担軽減や災害時などの安心感の確保という観点から、非常に有意義な選択肢の一つであると受け止めております。今後、学校の現場の意見等を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） 経済的な負担軽減と、子どもたちの不安軽減のためにも、また災害時にも役に立つという考えから、ぜひ導入をしていただきたいと思います。

では次に、（４）の一時保育、ショートステイ、トワイライトステイについて伺います。

施設等で児童を短期間預かるショートステイ、夜間に預かるトワイライトステイなどの子育て短期支援事業を村は実施しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て短期支援事業に対するご質問でございました。

村では保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に養育が困難となった際の支援事業といたしまして子育て短期支援事業を行っております。

まず、本村において、現在は宿泊を伴う預かり支援であるショートステイを実施しております。本事業を委託している児童養護施設が近隣で１施設となっておりますが、その施設でサービスを提供しております。

また、トワイライトステイ、いわゆる夕方から夜間にかけての預かり支援といたしましては、ショートステイをお願いしている施設の受入れ枠にどうしても限りがございます。広域的な利用状況や施設のキャパシティの問題から、現時点ではトワイライトステイの実施には至っており、サービスの提供をできていない状況でございます。

今後の取組といたしまして、地域の子育て世帯のニーズをしっかりと把握するとともに、近隣自治体や委託先の施設と緊密に連携を図りながら、限られた受入れ枠をどのように最大限活用できるか、また新たなニーズに対してどのような支援の在り方が望ましいかについて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 村では、トワイライトステイの実施に至っていないとのことでしたが、保護者の職業によっては夜間だけではなく、土日出勤の方も多いためです。現在実施しているショートステイは週末の土日も実施しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村のショートステイ事業につきましては、土日の受入れも実施をしております。しかしながら、受入れ先の受入れ枠には限りがございますので、そのため、保護者の皆様方からのご希望が重なった場合など、利用状況によりましては残念ながら利用できない、ご要望に沿えないケースなども生じている状況でございます。

また、土曜日につきましては、保育園や児童館に所属している児童であれば、保育園や児童館を利用できます。これらを利用できない方につきましては、民間の認可外保育施設などをご案内しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 土日のショートステイ、実施はしているが、まだまだ足りないという現状があるということで、今後またその辺も増やしていただき、またトワイライトステイ、これも実施できるように、そういったことで、平日のみならず、土日も夜間も安心して預けられる環境を整えていただけるようお願いし、次の質問に入ります。

（5）育児パパ支援について伺います。

最近、パパだけで子どもを連れて歩く姿をよく目にすることが多くなりました。それだけ育児に参加している男性が増えてきているんだと感じます。新庁舎の保健福祉センター脇の多目的トイレにはベビーチェアが設置されていますが、そのほかの多目的トイレや男性トイレにも設置されているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

新庁舎におけるベビーチェアの設置状況につきましては、1 階、2 階の男女それぞれのトイレに 1 台設置されております。また、多目的トイレの設置につきましては 1 階に 3 か所、2 階に 1 か所、議会エリアに 1 か所ございます。うちベビーチェアが設置されている多目的トイレは、1 階は保健福祉センター脇の多目的トイレ 1 か所と 2 階の多目的トイレ 1 か所となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 今の答弁ですと、1 階の会議室エリアなどの多目的トイレには設置していないということですが、健診などの際に多くの方が庁舎を利用するのではな

いか。また、育児パパの利用も増えるのではないかと考えられますが、今後、ベビーチェアを設置する計画があるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、現在のところ会議等エリアの多目的トイレにはベビーチェアの設置はされておりませんが、必要性は認識しておりますので、今後設置を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） ベビーチェアについては設置を計画しているということで承知しましたが、では、おむつ交換台は設置しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

新庁舎にはおむつ交換台を設置しているトイレは多目的トイレとなります。

なお、多目的トイレは1階に3か所、2階に1か所となります。設置台数は各多目的トイレ1台となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 多目的トイレのみの設置ということですが、多目的トイレのみではなく、本来であれば男女それぞれのトイレにも設置すべきと思いますが、設置する考えがあるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

おむつ交換台につきましては、現在設置されている多目的トイレを利用させていただきたいと考えております。

なお、議員おただしの、今後、男女のトイレにおむつ交換台を設置することにつきましては予定はしておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 設置する予定がないのであれば、少なくとも庁舎案内マップ、こちらなどにもどこに何が設置されているかという、そういったはっきりとした表記をしていただいたり、またトイレのところにも分かりやすい表記をしていただきたいと思います。そういった配慮も必要だと私は思います。

次に、パパ教室などを開催しているのか伺います。妊婦体験をして、妊婦さんの身体的負担を感じることや、沐浴、抱っこやおんぶ、ミルクの飲ませ方などの指導も必要だと思います。村ではそのようなセミナーを行っているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの育児パパに対するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、男性の育児参画につきましては家庭のみならず、地域全体で子育ての環境を向上させるために極めて重要であると考えているところでございます。

本村における育児パパ支援の取組についてでございますが、まず出産前の夫婦を対象にパパママ育児体験教室を年6回開催しております。本事業につきましては、住民の皆様方からご要望を受け、そのうち3回を土曜日に実施し、共働き世帯にも参加しやすい体制を整えているところでございます。

パパママ育児体験教室の内容といたしましては、沐浴指導や授乳姿勢の指導のほか、育児に対する悩みへの相談、育児用品の紹介など、夫婦で協力して育児に当たる基盤をつくれるようなプログラムとしております。

また、出産後の支援といたしましては、赤ちゃんパパママを対象としただっこ（おんぶ）講座を毎月1回、年12回開催をしております。ここでは育児における身体的負荷を軽減することはもちろん、赤ちゃんに密着してスキンシップを図ることでお子様との関わりに自信を持っていただくとともに、夫婦で協力して育児に取り組む姿勢を後押ししております。

今後ともこうした機会を通じて、ご家庭が無理なく育児に励めるよう役割や範囲を広げるお手伝いをしつつ、孤立を防ぐコミュニティづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） パパママ育児体験教室やだっこ・おんぶ講座を実施しているのことで、できれば妊婦体験も加えていただきたいと思います。

それから、先ほど防災のところで話しました避難用授乳グッズ、こちらなども利用しながら、万が一災害が起きたときに使えるように、事前に保護者の方にパパママに指導していただけるとありがたいと思います。

そこで、伺いたいんですが、このような夫婦で協力して育児に取り組むための事業というのはとても有意義なものだと思いますし、教室や講座への参加率というのはどのくらいあるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） 一般質問にお答えいたします。

令和7年度の事業実績について申し上げます。

まず、パパママ育児体験教室につきましては、夫婦そろっての参加ということになっておりまして、100%という結果となっております。多くの方にご夫婦で関心をお寄せいただき、協力して学ぶ場として定着しているものと認識をしております。

次に、だっこ・おんぶ講座につきましては、男性の参加率は35%という状況でございました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） パパママ育児体験教室、こちらのほうはご夫婦そろっての参加で100%、本当にこれはすごいことだと思いますし、素晴らしいと思います。ですが、

だっこ・おんぶ講座、こちらは３５％ということでした。

そこで一つ提案ですが、育児パパ限定のセミナーなども設けてみたらどうかと思います。パパ同士で育児の悩みを相談できたり、また男性育児参画の後押しができると思いますが、村はどのように考えているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

男性同士で気軽に交流できる場の重要性につきましては、十分に認識しておりますが、限られた予算また人員の中で、ほか事業との調整も必要となりますので、優先順位をしっかりと検討した上で、今後の対応を前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） 前向きに検討してくださるということで、ぜひこれは進めていただけたらありがたいと思います。

次に、（６）のヤングケアラーサポートについて伺います。

村は現在、村内において、ヤングケアラーと推測される児童・生徒、どの程度把握しているのか。また実態調査でどのような傾向が表れているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの実態調査についてのご質問でございますが、本村では子どもたちが家庭での世話を担うことで心身の負担を抱えたり、本来の権利である子どもらしい時間が奪われたりすることを重く受け止めております。

令和５年度に続き、令和７年度に実施した実態調査では、小・中学生の１割に該当する児童・生徒がケアの担い手となっている可能性が示されたところでございます。

調査結果から見えてきた自分の時間が取れない、宿題の時間が確保できないといった子どもたちの切実な困り感、そして相談相手がいないという孤立の状況を深く危惧しているところでございます。

今回のアンケート調査につきましては、匿名でやったため、個別の家庭を直ちに特定し、支援を届けることは困難でございますが、まずはヤングケアラーという言葉は知らなくても、困っている子どもは確実に村内にいるという前提に立ち、子どもに関わる全ての大人が子どもたちの小さな変化に気づき、温かく声をかけ合えるような温かな地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） ただいま実態調査の強化や啓発の重要性について伺いましたが、小・中学生の１割というのは決して少ない数字だとは思いません。今回の調査は匿名で行われたということで、現状、困っている子どもたちに村が直接手を差し伸べるのが難しいと思われます。ただ、調査結果を分析するだけで終わるのではなく、困っている子どもたちにどのように手を差し伸べるべきか、子どもたちが相談できるシステムをどうするか。子どもたちの生活を守るためにどのようなケアをするべきか、課

題は多いと考えます。

ヤングケアラーの子どもたちが最も負担になるのは、親が帰宅するまでの夕方の時間帯だと思います。

そこで、その夕方の時間帯、どのようなサポートが受けられるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ヤングケアラーの子どもたちが最も負担を感じ、孤立しやすいのは、親が帰宅するまでの夕方の時間帯であるということは認識をしているところでございます。村といたしましては、現在実施している子育て世帯訪問支援事業が、子どもたちのケアの負担軽減に寄与する、有効なツールであると考えているところでございます。

子育て世帯訪問支援事業につきましては、家事や育児に不安を抱えるご家庭を訪問し、専門の支援員が心に寄り添いながらサポートを行う事業でございます。しかしながら、現在の実施時間が原則として平日１７時までとなっており、まさに支援が必要な夕方の時間帯をカバーし切れていないという現状は、重く受け止めているところでございます。

今後につきましては、既存の枠組みを柔軟に運用し、夕方の支援を拡充できるよう、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。特に現場を支えていただく事業所の協力は必要不可欠でございまして、現在も事業所様と共に協力し合いながら、子どもたちが安心して過せる環境づくりに努めていく考えでございます。

○議長（真船正晃君） ５番大竹憂子君。

○５番（大竹憂子君） 子育て世帯訪問支援事業、そちらのほうで支援しているとのことですが、子どもたちの負担軽減を考えると家事代行といいますか、ヘルパーとしてサポートしてくださる、そういったことが大事なのかなと思います。そうしてくださることで、友達と遊ぶ時間や宿題をやる時間が持てるのではないかと思います。

群馬県高崎市では、高崎市の子どもは高崎市で守るという考えの下、サポーターの派遣を行っています。家族の介護、生活の援助、これは掃除、洗濯、調理などのことですが、また兄弟の世話などで１日２時間、週２回を上限とし、２名のサポーターが無料で派遣されるそうです。こういったほかの自治体の事例も参考にしながら、ぜひ西郷村の子どもを西郷村で守ってください。

以前、令和３年第３回定例議会、こちらの一般質問において私、本村におけるいじめ、虐待、ヤングケアラー等の相談窓口について一本化をしたらどうかとお願いいたしましたが、その後どのような取組をされているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの相談窓口ということでございますが、まず、相談体制につきましては、相談の窓口を一つに絞るのではなく、住民の皆様にとって相談しやすい場所として、こども未来課をはじめ各保育園、幼稚園、小・中学校、さらには警察や医療機

関など身近な機関が相談や通報の窓口となっております。これら、各窓口に寄せられた相談や通報は、要保護児童対策地域協議会を所管することも未来課へ速やかに連絡が入る仕組みとなっております。また、こども未来課に直接寄せられた相談につきましても、必要に応じて速やかに関係機関と情報共有を行い、協議の上で適切な支援体制を整えるという流れを確立し、実施しているところでございます。つまり、相談先は多岐にわたりますが、最終的にはこども未来課に情報が集約され、専門的な知見から連携して対応に当たっているところでございます。

次に、ヤングケアラーに関する広報活動につきましては、これまで毎年秋頃に広報紙を通じて、村民の皆様への周知啓発に取り組んでまいりました。今後も子どもたちがどこに相談すればよいかを迷うことがないように、相談窓口の情報をより分かりやすく周知するとともに、関係機関とのさらなる連携強化に努め、必要な支援が確実に子どもたちへ届くよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 本当にそのとおりだと思います。子どもたちがどこへ相談すればよいか迷う、そういうことのないようにしていただきたいです。ただいまの答弁ですと、相談窓口が多岐にわたることでした。そうなりますと、学校のほうですね。学校ではどのように、ヤングケアラーの把握を行っているのか。また、どのように情報を共有しているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 5番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

小・中学校におけるヤングケアラーの認知は、児童・生徒本人からの申告だけではなく、日常の学校生活の様子から気づくことが重要でございます。学校で見られる主なサインとして、体調不良を訴えることがあることや、宿題や提出物が出せないことが増える。不安や悩みを抱えている様子が見られるなど、サインを見逃さない目や観察が必要でございます。ほかに、認知の方法といたしましては、出欠状況、学習状況、生活の様子があり、定期的な個別面談やスクールカウンセラーの面談等も有効と考えられております。

例えば、ヤングケアラーを認知した場合は、校内の生徒指導委員会で実態把握と情報共有を図ります。その後、教育委員会に報告し、対応策を検討し、関係機関との情報共有を図ります。関係機関との連携は、こども未来課やソーシャルスクールワーカーと連携を図ったり、要保護対策協議会や児童相談所、地域包括センター等で情報を共有したりすることが考えられております。重要なのは、家族の世話をしているイコールヤングケアラーと決めつけるのではなく、その負担が子どもの学習や生活に影響を及ぼしていないかという視点で把握することでございます。そして家庭内の状況が見えにくいことから、学校生活の観察が重要であると考えております。

各学校では、いろいろな学校生活状況から把握に努めております。また、気になるケースについては校内生徒指導委員会を開催し、すぐに情報共有しながら、児童・生

徒や家庭の状況を丁寧に確認し、関係機関との連携と必要な支援につなげていきます。

今後も、教職員の理解促進を図るとともに、関係機関との連携を強化し、早期発見、早期支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） せっかくこのたび、こども未来課という課もできましたので、早期発見し、サポート体制を整えることが大事だと思います。困っている子どもたちに支援をお願いして、次の質問にいきます。

3 番、指定ごみ袋について、（1）指定ごみ袋の配布について伺います。

先ほど藤田議員のほうからもありましたが、私はまた別で、全世帯にという思いでちょっと一般質問させていただきます。

ここ昨今の情勢で、ナフサの供給不足が懸念され、村民からもごみ袋が上がるのという言葉が多く聞かれるようになりました。そして、村から年に一度でもいいから、数枚でもいいからごみ袋を配布してくれないかという声もありました。

村では、そういった村民に応えるために、ごみ袋の配布を考えているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

指定ごみ袋の無料配布についてというご質問でございますが、現在本村では白河市や矢吹町、泉崎村、中島村の1市1町3村で白河地方広域市町村圏整備組合に加入しており、共同で指定ごみ袋制度の下、運用をしているところでございます。また同組合の指定のごみ袋の費用につきましては、ごみ収集の維持管理や処理施設の運営費を賄う上で、重要な財源となっているところでございます。

また、指定ごみ袋の種類につきましては、令和元年10月に燃えるごみ、燃えないごみと2種類あった指定のごみ袋を燃えるごみ・燃えないごみ袋の1種類に統一しました。また資源ごみにつきましても、平成29年4月より、以前であれば、缶類、貴金属類、瓶類、プラスチック類、ペットボトル、紙製容器包装の旧指定のごみ袋を資源ごみ袋の1種類に統一し、その袋の中で資源ごみの種類ごとに分別していただくよう改めてきたところでございます。

議員おただしの指定ごみ袋の配布ということでございますが、昨今の中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰を受け、ごみ袋の原料となるナフサの供給不足が懸念され、一部の地域ではごみ袋の買いだめ、また買占めが起り、一時的な品薄状態、購入の制限等が行われているというニュースも聞こえてまいります。現在のところ白河地方広域市町村圏整備組合におきましては、価格の値上げは予定はしていないというようなことでございます。

また、必要となる指定のごみ袋の数量に関しましても、全体の在庫、供給体制は整っているというようなことでございますので、村民の皆様にも今後引き続き必要な数量をふだんどおりのペースで購入をしていただきますようお願いしたいというところ

でございます。

なお、各家庭のごみ袋の無償配布につきましては現時点では検討はしておりません。理由といたしましては、自分でごみの費用を負担することで、村民の皆様のごみに対する減量化や分別意識を高める効果があり、最終的には各家庭から出るごみの量が減り、二酸化炭素の排出量が削減されるといったような理由が考えられることからでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 値上げがなく、そして在庫、供給体制が整っているということで、安堵はいたしますが、以前からごみ袋の配布については結構村民の、特に女性の方から言われることが多く、例えば自宅周辺や道路沿いのごみをボランティア的に行っている方もいたりして、そういった方は周りがきれいになって喜びの半面、自分で買ったごみ袋を使って枯葉だったりとか落ちているごみを捨てる。これは何か変だと思うんだよねというようなお話があったり、また、女性の方からは燃えるごみ・燃えないごみの袋がとても高いという話がどうしても聞こえてきます。高いというのは別として、ボランティア的に行っている方に対して、ごみ袋の配布などは考えているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ボランティアを行った際のごみ袋の扱いということでございますが、各行政区でボランティアによるごみ、また草の回収を行っていただいた際のごみの扱い方に関しましては、ボランティア用のごみ袋を住民生活課の窓口で配布をしているところでございます。また、各行政区長様にも村内一斉清掃時に透明なごみ袋を配布し、その袋が余った際に、こちらの袋にボランティアシールを貼りつけて集積所に出していただければ、集積をできるというような流れとなっております。

以上です

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） ボランティアの方にボランティア用ごみ袋を住民生活課窓口にて配布しているとのことですが、これは恐らくですが、行政区長をなさった方でないと分からなかったりするのではないかと思います。区長さんのほうから住民の方へ、住民生活課の窓口に行くとそういった袋があるから、枯葉を捨てる際にはそういうのを利用するといいいよというお話とかを、住民にしてくださっていればありがたいのですが、恐らくそういったことがないのではないかと思いますので、そういったことも周知していただければと思います。

それから、資源ごみの回収方法ですが、ごみ収集所へ直接、袋に入れるのではなくて、籠に入れたりしながら直接持ち込んで住民が分別する、そのようにしたらごみ袋の削減にもつながると考えますが、現在のごみの回収方法などを見直す考えがあるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

資源ごみの回収方法につきましては、缶類、瓶類、プラスチック類等種別ごとに資源ごみの袋に入れ、ごみの分別を行っていただいているところでございます。議員おただしの、例えば袋に入れずに収集所まで自分で用意した籠等で缶や瓶、プラスチック類等を持ち込み、おのおのがボックス等に分別することも一つの方法ではございます。ごみ袋の削減、減量化につながることを考えられるところでもございます。

しかし、収集を行う側としましては、ボックスの中に収集されている資源ごみを1回1回持ち上げ、収集トラックに積み込むというような手間が発生し、現状のような資源ごみが袋に入った状態のほうが、収集効率や時間短縮の面において、より効果的であると考えられるところでございます。

また、既存のごみ集積所にボックスを置くことが可能かどうか。また、ボックスを置いたことによって、ごみ集積所の管理不足による不衛生というおそれもあることから、白河地方広域市町村圏整備組合と共に連携を図りながら、総合的に判断し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） 確かに、すぐに実施するのには難しい点ではございます。ですが、SDGsとかという観点から考えても、そういうごみ袋をなくしていくというのも大事なのかと思います。

ボックスの設置が難しいだろうということでしたが、意外と集積所によっては広さがあるところもあります。だから場所によって置けるところ、置けないところというのはあるかもしれませんが、広域のほうでもお話ししていただいて、やり方はまた違うやり方でも結構ですけども、改めて、ちょっとごみの収集の仕方というのも考えていただけたらうれしく思います。

そういったことをお願いし、また、できれば村民の各世帯に年に一度でもいいから本当に数枚でも結構ですので、配布していただけたらもっとうれしいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

次に、通告第7、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 1 1 番 鈴木勝久君

1. 温泉掘削事業について
2. 白河羽鳥線と村道 5 1 8 9 号交差点の事故について
3. 望ましい教育環境の在り方に関する方針について

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、温泉掘削事業についてでございます。

全員協議会で先週、執行部から経過報告についていろいろ内容を説明していただきました。昨日も同僚議員がこの件について質問しまして、湧出量が毎分で 1 1 7 リットル、流出温度が 2 9 . 7 度、p H 値が 8 . 1 の単純弱アルカリ性の性質だということでした。

それで、昨日一応聞いていまして、私も解せなかったのは、村長が第一義的にプールの加温というか、プールを温めるだけに使う、その理由は電気代の高騰によるものだという話をしていましたが、一般的、掘削事業の人に聞いてみましても、プールを温めるために温泉掘るといのは聞いたことがないと。もう一つは、この結果を受けて、2 9 度で 3 0 度のプールをどういうふうに加温するのか私も分からない。

その辺について、まず村長にお聞きしたいんですけれども、一義的にプールの電気代の節約に使うという、最初の発想はどういうところからきているのか、お伺いできますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 1 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

今、議員もお話しされたように一義的にはプールの加温ということで始まった事業でありますので、その点は理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） だから全国的に、プールを温めるのに温泉を掘って電気代を節約するのは非効率的じゃないかと言っているんですけれども、なぜこういう考えに至ったかという話なんです。

今、通告してありますけれども、プールの電気代、今現在で年間、令和 7 年度、6 年度でいいですから、8 月期と 2 月のプールに使う月の電気代、幾らかかるかお教えください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1 時 4 8 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 5 3 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（添田真二君） 勝久議員の質問にお答えいたします。

令和6年度のプールの電気代でございますが、2,266万8,812円、令和7年度につきましては2,375万774円となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは施設全体の金額ですよね。

○教育次長（添田真二君） いや、プールだけです。

○11番（鈴木勝久君） プールのお金だけですか。

プール代が今以下のようにかかるということだったんですけれども、それを踏まえまして、プールで加温する、そのヒートポンプ、同僚議員がいつも何回もここで質疑、全員協議会でも質疑されていましたが、プールを30度に温めるために、水道だと十何度ですよね、それを30度に上げるために、機械を買う、設備を投資するのにどのくらいかかるか、今の機械を、温める機械はあるんですけれども、それはどうするのか、その辺について伺いたします。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

温泉につきましては、今回まだ登録したばかりですので、今後、その登録いたしました温泉分析の結果を踏まえまして、まずは屋内プールへの加温利用の可能性を検証していきたいというふうに考えています。

その際には、ヒートポンプや熱交換設備の技術者をはじめ、温泉利用や水処理の専門家から専門的に知見を挙げまして、技術面、費用面、両面から慎重に精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、それはまだ全然手をつけていないという状態ですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

ですから、先ほど全員協議会で説明したように、はじめて温度とか、117リットル、pHの数値が出たものですから、言わばこれからのスタートだと私は思っているんです。はじめてこの結果が出たということで、これを土台として今後どうするかということが今後の検討課題だと思っております。今がスタートだと私は思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 毎分110リットルという数字は、一般家庭の20ミリ水道、これ2分間で満タンになる量なんです。あまり、そんなに多いという話でもない。加温するであろう温泉30度、普通温泉というのは源泉が50度とか70度とかあって、それを水で薄めて、その温まった水をどう利用するかと言って、プールにでも使いましょうかという過程なら分かるんですけれども、プールを温めてから温泉、これから入っていきますけれども、温泉施設を造るというのは何かおかしいなと思いますし、

私の耳に入ってくるのは、あそこでやぐらを建てて温泉を掘っている。温泉が出た。もう結果が出たという話を皆さん知っていて、いつ温泉施設を造ってくれるんだいという話なんです。

やぐらを建てて、今度プール造って、その金が幾らかかるか分からない。それで、これから始まる話だと、こんなの簡単なんです、A I 使えば、10秒でできますよ、大体の試算。水道温度が例えば十何度、この温泉のほうですけれども、30度出ますね。30度出た温度を42度までにするのに12度プラスされればいいんです。毎分110リッターをかけ流し状態でしますと、それなりポンプの値段と量、どのぐらいの吸い上げる機械ができるか。そしてそれに幾ら費用がかかるか。石油でやると120円掛ける何ぼでこのぐらいの量を温められると、もう式に書いてあるんですけれども、読んでも構わないんですけれども、簡単に出てくるんです、大体の数字が。それをなぜ早めにつくらないのかという話なんです。

プールじゃないんです、みんなが望んでいるのは。温泉施設なんですよ。あそこは5年も6年もそのままにしておいて、俺らもう死んじゃうぞという話なんです。早くやってくれるんだったら早くやってくださいという話なんで、プールを緩和してから、温泉じゃないんですよ、皆さんが、村民の皆さんが待っているのは早く温泉施設を造って頂戴という話なんです。

プールはそっちでやってくださいよ。プールは稼働率上げたり、いろいろな方法あるじゃないですか。俺だったら11月から3月の冬場は別に使っている方々が少ないんですから、それを減らすとか、もっと料金を、白河市の人は半分以上使っていますから、利用していますから料金を上げるとか、いろいろな方法はあるんです。あと年会費で買っていただく人を5,000人にすればペイできるんです、5,000万円は簡単に。

だから、いろんな方法があるんで、今温泉でプールの電気代を稼ぐなんていうのはおかしい話だと言っているんです、みんな。そこを理解していただいて、早くプールはプールで、温泉は温泉で造ってほしいというのが村民の声です。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

何か話が飛んじゃって、温泉の料金とか何とかなんていう話、まずは私はプールをどうするかということから始まって、議員が後で何回か言いましたよね、温泉造ってほしいという。ですから、両方できないかということで今まで進めてきた仕事でありますので、結果が出てきたから、今後どうするかということで検討していくということのスタートということで私は考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1回言ったからって、それを通さなくてもいいんじゃないですか。もう望んでいるのは、村民が望んでいるのは、早く温泉を造ってほしい。そしてあそこにパークゴルフ、ゲートボール場を造ってほしい。散歩コースを造ってほしい。

この次入りますけれども、温泉を活用した健康づくり基本構想、ここにそれが書いて

であるじゃないですか。なぜこっちを早くやらないんですか。村民は望んでいるのはこっちなんです。プールは望んでいないんです。プールを望んでいないというより、プールの電気料の減額を望んでいる話と違うんです。村長はそれを利用して、で、毎分110リットルしか出ないんです、それも30度の。30度のお湯が毎分110リッターしか出なくて、プールを温めて温泉に使うとは、そんなことできるんですか。たった2分、蛇口2分のお湯しか湧き上がってこないんです。だから、結果を見たら、絶対そうなるじゃないですか。

本当は両方使える。それが57度の温泉がある。あゆり温泉というか、57度の温泉が出て、毎分300から500リッターのお湯が出てと言うんだったら、両方使ってくださいね、それはいいことですねとなるんですけども、結果が29.7度の117リッターなんです。それだったら真っすぐ温泉に使って、それを加温して早く施設造ったほうがいいんじゃないんですか。村民はそれを望んでいるんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

今、おっしゃるのは分かりますけれども、まずはプールを何とかしようということからスタートしたものですから、結果的には、まだ結論出ないんですけども、プールもやはり視野に入れながら、そして村民の望んでいる温泉も検討していくということでもありますので、理解していただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） いや、俺に説得しても無理なんです。村民の方は、本当に村長が去年選挙活動なさった時期に、私も新聞配りして、自分の選挙活動を配ったとき、高齢者の人が自宅に結構いたんです。何人にも言われたんです、いつあれでいいんだという、新しいところ、やぐら建っていたじゃないですか、あのとき。あれはいつ終わるんだと言うと、もうそろそろ終わりますよ、3月にはもうできるんじゃないですかという話をして、じゃ早く造ってほしい。その声だけです、私が聞いたのは。プールの温度を上げて経費削減してくださいというのは1回も聞きません。

だから、結果が30度しかできなかった。110リットルぐらいのお湯が、30度のお湯しかできなかった。両方造るというのは無理なんじゃないですか。

だったらもう結果出て、これで最初は一義的にプールのあれにしましたけれども、思いでやりましたけれども、それで議会を通していただきましたけれども、結果がこういうことなんで、速やかに西郷村温泉を活用した健康づくり基本構想のほうを今策定しております。策定終わりましたので、これに沿って速やかに温泉、皆様の村民の皆様がご期待しているそこのほうに着手していきますと言っても、別に村長が公約破ったとかなんかの問題じゃないと思いますけれども、いかがですか、もう一度。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

ですから、プールの、今の話も分かります。温泉も分かりますけれども、プールが

もう経済的にも効果がないときちん立証しないと、ここで今やめますというわけにいかないです。

それで、スタートしたんですから、今後データを基に、始まったらマイナスになって本当はもう無理ですよという、私としてもその結論出さないと、分かりました、やめます、じゃ、温泉にいきますというわけにはいきませんので、しっかり検討して、皆さんにおはかりしながら、次の段階の温泉、また温泉で温めて、またその排湯というかそれでまた温めるという方法も考えられますし、いろんな方法があるかと思えます。

ですから、時間をいただきながら、なるべく早く結論出す。そのために今やめます、やりますとかじゃなくて、しっかり検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 行政は計画立てたときは、最後どのぐらいの予算を使ってこれを完結するんだまでいかないと、失敗は行政に許されないんです。ですから、ちゃんとシミュレーションをして、これに予算はどのぐらいまでかけるというまで、機材を含めてです。ランニングコスト全て見て、どのぐらいだということを確定してからこういうものは進めるべきじゃないんですか。

ある人が、行政が温泉掘るなんていうのはばくちじゃないかと。こんなの行政がやる仕事じゃないと。出て、結果見ないと分からないみたいな話を行政がしているのはおかしいと言っている人もいたんです。それはそうですね。何度のお湯が出る、どういった水が出てくるか分からない。そういう人もいたんです、村民の皆様には。村長のところにはそういうことは届かないかもしれないですけども、そういう人もいたんです。そういうようなばくちなんかするんじゃない。

我々は、なぜ最初賛成したかというのと、村民の声でキョロロン村に代わる温泉施設を造ってほしいという要請がたくさんあったんで、それで、村長、それなら一生懸命頑張ってくださいという話で進んでいただいたんです。だから、その辺をもう一回考え直して、これ、私読んでいたら結構いいことも書いてありますけれども、疑問をあれするところもあったんですけども、健康基本構想、一生懸命職員が考えてつくったらしいんですけども、健康ほけん課がつくったらしいんですけども。

そういうことで、私、今休憩と議長から言われましたので、引き続きこの問題について議論していただきたい。もうすぐ終わりたいんですけども、議論していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時30分まで休憩いたします。

（午後2時08分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時30分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 熱くなりましたが、村民の意向を私はお伝えしました。また、村では西郷村温泉を活用した健康づくり基本構想もつくってありますが、この中を見ますと、検討委員会を開かれて4回やりましたが、この検討委員の中には、ちゃぼランドがなぜ潰れたかという内容について知っている人がいないんですよね。これを廃止になった原因を深く考察していても、私が一番ちゃぼランドがなぜ潰れたか分かると思うんで、私を入れてやるべきだと思います。

あとこれを、この中に書いてある一番怖いなと思ったのは、また指定管理制度を利用して民間活力を積極的に導入し、1回失敗したやつをまだここで吹き返すのかなと思ったのと、内容的に見ると、またこれは何十億円もかかるような建物にするのかなという不安がありました。

これをいろいろ執行部に問いただすと思ったんですけども、最初でいきなり15分使っちゃったもんですから、これは執行部がこれからちゃんと精査するという内容を吟味して、これを新たに改めて、どのような利用をするかというのを我々議会がまた村民に報告するという事なので、それで終わりたいと思いますけれども、村長、そのような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、精査してきちんと議会に報告してまいりたいと思っております。早急に結論を出すようにしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そのように約束いたしました。これは、村長の約束であります。決断を早くしていただいて、結果を出していただきたいと思います。これが村長の力量、これが試される一つの指針かなと思っております。

続きまして、2番にいきます。

2番は、白河羽鳥線と村道5189号の交差点の事故でございます。

これは2年前の第3回定例会、ですから9月の議会で私は一般質問しました。そのときでさえ、何回も何回も村の見守り隊、交通安全協議会いろいろなところで、区長会、あとそちらの執行部側でもお話しされたと思うんですけども、ここの事故が相当頻発しておりました。

それで、連休明けの5月7日、ここで三重衝突がありました。連休が終わってすぐです、朝。これは、小学校の子どもも巻き込まれた非常に痛ましい事故で、本当にこのことだけは起こってほしくなかったんですけども、子どもが巻き込まれました。最悪の事態が起こった。教育長も心配なさって子どもの見舞い等に行き、5月の連休ですから、子どもが小学生に上がって、ちょうど楽しい時期、いろいろ覚えなきゃならない時期に2週間も入院するような羽目になりました。本当にこんなもの、あってはならないことだったんですけども、子どもたちまで及んだということで、非常に

私は憤りを感じております。

ですから、これは一刻も早く何とかしなければならない、村も動いていただきました。青色灯を立てていただいたり、カラー舗装をしていただいたりしても、毎年、事故が収まらない。

それで、この交差点での事故の特色なんですけれども、ぶつかる時は両方ブレーキをかけていない状態です。というのは、その人に聞きましたら、交差点があるのが分からなかった。ちゃんと止まれの標識があるんですよ。それでも、その人に聞くと、そこに交差点があるのが分からなかった。あともう一人に聞いたときは、こちらが優先道路だと思った。で、事故になるときはブレーキがかかってないんですよ。ですから、事故になったときは相当な事故になるんです。2年前には、ドクターヘリまで呼ばれたような大事故でした。

村長とお話しして、運動会、5月16日、1週間後に運動会がありました。そのときもお話ししていたんですよ、この交差点、何とかありませんかね。そうしたら、その夕方事故があったんですよ、バイクと車が。そこで警察がいろいろと立ち会っていたので、私止まらなかったんですよけれども、そういう危険な場所なんですよ。だから何回も何回も、あそこはそういういろいろな対策を打っても、ブレーキを踏まないで起こる事故なんです。ですから、これを何とかしてほしい。

それで、村にお聞きしたいのは、2年前にあって、ここでも一般質問しました。村側も動きました。でも、また同じような事故が繰り返し繰り返し起こるんです。ですから、村に何とかしていただきたいんですよけれども、どのような方法があるか、あと、その2年間で、村がどのような動きをしたかお聞きしたいんですよけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

白河羽鳥線と広域農道の交差点の事故についてということでございますけれども、県道の事故につきましては、県道白河羽鳥線と村道5189号線の交差点の事故でございますが、令和8年5月7日木曜日午前7時40分頃、乗用車3台が絡む事故が発生しました。

事故の状況につきましては、広域農道を大信方面から西郷方面へ進んできた車両と、県道白河羽鳥線を天栄村方面から白河方面へ進んできた車両が衝突し、その衝突後に白河市方面から天栄村方面へ進んできた車にぶつかり、3台の重症交通事故が発生したものでございます。議員おただしのとおり、事故の原因につきましては、大信方面から進んできた車が一時停止を見落とし、交差点内に突っ込んできたことが原因と聞いております。

過去にこの交差点においては、令和6年、令和7年には人身事故は発生しておりませんが、令和5年には3件の人身事故が発生し、村といたしましても交通事故の発生が多い箇所であると認識しており、白河警察署に信号機の設置の要望を行ったところであります。

信号機また横断歩道、一時停止、速度規制などの交通規制標識表示につきましては、全て公安委員会の決定の下設置され、そのため市町村の判断で信号機を含む交通規制標識等を設置することはできず、また村が単独の費用で負担して設置することもできないため、行政区等から村へ設置の要望があった場合には、村から警察署へ設置の要望書を提出するという流れとなっております。

要望書を提出した後につきましては、警察署及び福島県警察本部におきまして、警察庁が示している信号機設置の指針に基づき、現地調査をいたします。その調査後、信号機設置の必要性がありと判断された場合には、公安委員会のほうで設置の決定を行い、設置の流れとなる形になりますけれども、今回の信号機の設置につきましては、この指針に基づき調査をした結果、設置は難しいと警察署のほうから言われたところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 難しいと言って食い下がるんですかという話なんです。子どもまで巻き込まれたんですよ。私たちの地位的、村長がいつもおっしゃっていますが、生命、身体及び財産を守るのが、私たちの仕事なんです。警察だって公の公務員ですから、その辺は重々承知していると思うんですよ。要望してつけないという理由、これ、しっかりした返答を公安委員会からいただいているんですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

理由といたしまして、信号機設置の指針に基づいてということでございますけれども、その指針につきまして、条文を読ませていただきたいと思います。

この信号機を設置する場合は、原則5つの必要条件に該当し、かつ4つの択一条件のいずれかに該当することとされております。その必要条件につきましては、1つ目といたしまして、一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の片側を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できていること。また、2つ目といたしまして、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、横断者の横断がない場合には、この限りではないというようなこととございまして、3つ目といたしまして、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が、原則として300台以上あること。4つ目といたしまして、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。5つ目といたしまして、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ自動車等の運転手及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。ただし、信号柱を設置せずに自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではないというような5つの条件がございまして、この条件全てに該当する必要がございます。

それに加えて、4つの択一条件というのがございまして、その択一条件の1つ目といたしまして、信号機を設置しようとする場合、またはその付近において、信号

機設置により抑止することができたと考えられる人身事故が、信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査分析した結果、交通の安全の確保のため、ほかの施策より代替ができないと認められること。2つ目といたしまして、小中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒・児童、幼児、身体障がい者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。3つ目といたしまして、交差点においてピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路の自動車等流入交通量が、信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件で示す領域にあること。4つ目といたしまして、歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であって、間近に立体横断施設がないことの4つの条件となっておりまして、さきに説明しました5つの必要条件全てに該当し、今述べた4つの条件のいずれか1つに該当することにより、調査を行った警察署は公安委員会の設置の可否を求めることとなります。

しかしながら、これは設置場所の選考の基準であり、信号機設置の指針に合致すれば必ずしも信号機が設置されるというものではないということで、明記もされているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それを聞いて、しょうがないって諦めたんですか。公安委員会、白河警察署、どちらに問い合わせたんですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

問合せは白河警察署になります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今まで言われて、村が動いてくれているのも分かって、そういう内容も聞いて、改めてなんですけれども、あそこはブレーキを踏まないんです、事故が。だから信号をつけるしかないんですよ。そこにつかないというのは、何を考えているか分からないですよ、国は。こんな規則ばかりつくって、変なところで金を使っているんでしょう。命を守る、本当に危ないんですよ、ブレーキ踏まないんですから。こんな交差点はないですよ、ブレーキ踏まないで突っ込んでいるのが何件も起きているなんて。死なないのが奇跡ぐらいですよ。

学校は合致しますよ、その近く、学校なんですから。今、熊が出たとか雨が降ったとか何かで、結構、グリーントウンというのがありますけれども、あそこは3キロぐらいあるんですよ。だから、結構向こうから車で保護者の方が迎えを毎日やっているんです、朝晩。ですから、日曜日に、一昨日にあそこで8時半から10時半ぐらいまで、俺、いたんですけれども、結構休みの日も、あそこは交通量が多くなりました。

結構な量で車も走っています、大信から高助に抜けるほうの道が、結構な量で増えていました。

今後の対策なんですけれども、どのような方法を取ったら、あそこに信号をつけていただくか、あそこの片方を完全に止めるという方法が取れるか、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、当該交差点には、道路管理者である県南建設事務所で交差点の中心にカラー舗装が施されております。また、警察署では、止まれの道路標識の塗り替えを実施する予定と聞いております。また、村といたしましては、広域農道への看板の設置、止まれの道路標識の上に点滅ランプ等を設置し、交差点があることへの注意喚起を行っているところではございますが、今後はさらなる対策として、交差点を近接する前方、少し距離の離れた場所から交差点注意、スピードを落とせ、通学路につき徐行等の看板を新たに設置し、注意喚起を図るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） やっていただけるのも、それはひとつやっていただきたいと思っています、早急に。ですが、一番効くのは、やはり信号なんですよ。信号を早くつけていただきたい。その活動もしていただきたい。私たちもいろいろ作戦というか、やり方があるんだったらお手伝いしますから、ぜひとも一日も早く。毎日通勤、通学にあの交差点を使います。あそこの特徴は、必ず地元の人が巻き添えに遭うんですよ。その辺も踏まえて、早急に生命、身体、財産を守る意味からも、ぜひとも早い時期に動いていただいて、私たちにも助言とかあれば一緒になって頑張りますので、行政側もよろしくお願いいたします。

続きまして、次にいかせていただきたいと思います。

一つ提案がありました。すみません、今の件につきましてですけれども。

警察署と一緒に、合同点検をするという方法があるそうです。一緒に現地に行って、そこを見ると。そうすると見晴らしが悪い、大信側から来ると高助が坂になっているんですね。だから、あそこは一本道だと思っちゃうらしいんです、聞いたら。そういう地理的要件、あと右側に民家があって見づらいというものもありますし、両方から見づらいんですよ、あそこは。ですから、合同点検をまず私は提案いたします。

続きまして、次にいきます。

次は、統廃合問題についてです。

村長、この統廃合、西郷羽太小学校、小田倉もそうですけれども、明治5年に制度ができて、西郷村の羽太小学校も150年を迎えました。この歴史ある学校をなくすという方向で、今村側が動いている。それは望ましい教育環境をつくるためということで動いていますけれども、まず、この重大なこと、150年ぶりに変わるであろう学校の配置転換、これをなぜ選挙公約に村長はしなかったんですか。それを本当

は3月に聞いたかったんですけれども、こんな大事なことは、選挙公約に挙げて、全村民の意見を集約するというか、どうなんですかと問いたださなきゃならないと思ったんですけれども、公約に入れなかったのはなぜでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

明治5年ですから、150年ということで、昨年、記念式典をしました。私も参加しました。議員の羽太小学校に対する思いは、私も理解するところであります。

選挙公約という話ですけれども、検討委員会の答申を受けまして、そのときに小学校3校、中学校1校という答申を受けておりますので、それを受けて、ワークショップあるいはアンケート調査、地域懇談会とずっと丁寧に説明してきたところであります。これをあえて選挙の闘争には私はしたくない。やはり子どもたちの未来を考える上では、こういうことを選挙の公約に掲げることは、大変これは遺憾なことだと思って、進めることは理解して、そのように進めておりましたので、あえて選挙の闘争、それはやってはいけないという思いで、あえて言葉にはしませんでした。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 検討委員会からの意見があつてということなんですけれども、これにも疑義があるんですよ、検討委員会。前にも言いましたが、この検討委員会、4回の会合でこの結論を出した。村長も公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてという冊子、平成27年1月27日文科科学省、これに沿って、この検討委員会は同じことを書いてあるんですよ。西郷村の実情に即して、この冊子をまとめたわけじゃない。全てこの国の指針に基づいて、4回の会合でこの結論を出した。

今回中学校を1校にするということで、グランドデザインが村から発表されました。私も熟読しました。55ページから64ページまでについてですけれども、これもそれに即した内容だったんですね。ということは、国に沿ってこの統廃合が進められているというのが今の現状ですね。それでよろしいでしょうか、確認いたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

確かに文科省の適正規模、そういったものを参考にしながら、村で進めてきたと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そこには地域の特性、または学校、子どもたちが置き去りにされているくらいが私はあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

その辺に関しては、地域懇談会、ワークショップ、そういったものを通して、丁寧に説明してきていたと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ワークショップ、6校小学校区を中心に6か所で懇談会を開きました。私もそのうち4回、参加させていただきました。人数はどのくらい集まりましたか。また、その構成比、参加した人は、どのような人ですか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 地域懇談会でございますが、熊倉小学校は14名、令和7年11月5日、小田倉小学校、令和7年11月6日、参加者17名、米小学校、令和7年11月17日、7名、羽太小学校、参加者7名、11月10日、川谷小学校、令和7年11月12日、11名、文化センターにおきましては、11月18日、13名。構成比といたしましては、PTAの代表、地域の関心のある方、そういった方が参加されていたと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ほかの学区については分かりませんが、羽太に関しては、民生委員が3名、学校支援者委員、これが2名、それに私と校長先生です。そこには保護者も地域の人たちも一人も入っていません。これが懇談会の実情です。

悪いと言っているんじゃないですよ。ただ、これだけ関心がなかったというか、一般の人は忙しかったか、そういうことで、ここには参加されていません。

続きまして、ワークショップ、人数はどのくらい集まりましたか。西一中、小学校、その構成比、PTAと先生の構成比。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 中学生のワークショップでございます。

西郷第一中学校でございますが、令和7年4月8日、こちら121名でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 教師とPTAのワークショップも、同じぐらいなんです。この話が全てだと思って、このグランドデザインというか、事が進んでいっている。もっと全国で8,000校近いところが統廃合でなくなっています。このプロセスをちゃんと吟味して、どういうプロセスでこうなっていって統廃合が行われ、その後、統廃合が済んだ後にどのようなになったか、時系列で見ていくのが本来なんです。

教育委員会のほうには、栗崎氏の論文、156ページにわたる論文ですが、これの詳細について、相当、何年もかけて、4年ですか、5年ぐらいかけて、そういう資料を作成して、全国の、それでつくっていったんですよ。ですから、丁寧に、今まで何を言いたいかといいますと、この検討委員会が結論を出すまで、そのような過程を全ての検討委員の方々が把握した上で、それでこの国が提言している内容も把握した上で、ここにも小規模校に対する計らいをいろいろ書いてありますよ。それでなおかつこの結論を出したのかというのに、非常に疑義があるんです、私は。

前回質問したように、小規模校のメリットを全て排除して、何か統廃合するとすばらしい未来が待っているかのような、環境を全ていい状態であるかのような言い方をしています。

一番気になったのは、村長の言葉ですよ、昨日の言葉。大人の都合でという言い方

をしました。私は強いところありますけれども、6番議員が言っている内容について、大人の都合で質問したと思われる箇所は1か所もなかったはずなんですけれども、言い回しとして、大人の都合でそんな子どもの可能性を潰してはならないみたいな答弁があったんですけれども、これ、聞いていて相当不快に感じたんですよ。私たちだって本気になって未来を担う子どもたちのことを考えて、ここに立っております。ですから、慎重に事前のプロセスを踏んでやっているのかと、私たちも本気になって、このことについては考えているんです。

これは私の前回の答弁の後に、大人の郷愁や現在の地域の都合によって子どもの将来の可能性を奪うことは決して許せないと思っています、これは私の質問と全然違うところで、大人の郷愁や現在地域の都合によって子どもの将来の可能性を奪うことは決して許されない、これはどこから出てきた言葉なのか、村長にお伺いしたいんですけれども、大人の都合で、昨日おっしゃったことと、私が言った最後の村長の言葉で、大人の郷愁や現在の地域の都合によって子どもの将来の可能性を奪うことは決して許されない、大人の郷愁と現在の地域の都合というのはどういうことか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

これが始まったのは、10年先には人口減少が間違いなく来るということで、将来を見据えたその中で、10年後、20年後の子どもたちに本当に望ましい教育環境をつくらなければならないという思いで、私は言いました。その思いだけでありまして、言葉遣いにいろいろ疑義が生じるかもしれませんが、まずは子どもたちの将来のために、私たち大人は責任を持っていかなければならないという言葉ということで理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それでは、まだその内容についてはちゃんと聞いていなかったもので、答えが出ていないので問題があるんですけれども、1番に入っていきたいと思います。

このファクトチェックということは、数字、12学級、よく18学級までという言葉を使います。これはどこから出てきた言葉か。これが最適なのか最適でないのか、子どもの学力効果について、どのような影響を及ぼすのか、この12学級、18学級以内。これはどこから来た言葉なのか聞きたいのと、このファクト、これは何なのかお聞きします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまの質問にお答えいたします。

12学級、18学級という標準化するというのは、学校教育法の施行規則からきてございます。また、ファクトチェックがされているのかということでございますけれども、やはりこの方針の策定に当たりましては、先進地の事例また他自治体の現地視察、そういったものを確認し、小規模校のメリット、デメリットについて確認し、検

討していったものと考えてございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 説得力ないですよ、全然ない。

1学級から5学級、6学級から9学級、これとの違い、学力に差が出たんですか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えします。

なかなか難しい回答にはなりますが、確かに少ない学級と適正規模の学級とではどう学力の差があるのかということでございますが、方針といたしましては、やはり一定の学校規模というか、適正なクラスになりますと、それだけクラスもいっぱいありますので、交流、そういったもので刺激を受けて、そういった面では子どもたちのプラスになると考えてございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そこをもっと細かく振りたいんですけども、答えを出します。

文教科学技術課調査と情報第640号に、地域の実態その他により学校基準は法令上12学級、18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。学校教育法施行規則、昭和22年5月23日、文部省令第11号、第41条及び第79条とされている。また、適正規模としておおむね12学級から18学級まで（統合の場合は24学級まで）との規定がある。義務教育であります、これはあくまでも基準にすぎないが、実際に学校の設置義務を負う市町村では、基準はないとする場合が63.5%に上り、学校教育法施行規則の基準による場合が18.4%になっている。

この比率を見れば分かりますけれども、この基準でやっていない、またできないところがあるんです。

そして、教育効果については、客観的、一般的な傾向を見いだすことは難しい。その理由として、教育指導の領域や内容が多岐にわたり、全ての側面についてデータを蓄積するのは不可能であること、教育達成度や教育指導の在り方には様々な要因が絡んでいるため、規模のみの効果を取り出すことが困難であること、科目等の指導要領や内容により規模との関係が異なることが挙げられます。例えば教育効果のうち一般の関心の高いところである学力については、平成19年及び平成20年度に実施された全国学力・学習状況調査の公表結果を見る限りでは、学校規模と学力の相関は明らかではない。過少規模校が多い僻地と他の地域との学力水準の比較は可能だが、大きな差は見られない。また、その結果、地域文化や社会資本の差の影響も考えられ、必ずしも学校規模と学力との相関のみが表れているかどうかは明らかではない。

これは、同じ国で出している教育効果なんです。この12学級を当てにして、させましようというのは、どう見てもおかしいんですよ。この内容を全て見ると、統廃合ありきなんです。あのアンケート調査を見させていただきましたけれども、あのアンケート調査、70%、80%近くが統廃合すべきとなっているんですよ。あれは誘導しているんですよ。また誰かに保育所と同じ手法を取って、あのアンケートで誘

導させている。

教育長、これは前に出したから言ってもいいと思うんですけども、西郷村学校教育環境が抱える課題、45ページにありますよね、望ましい教育環境の在り方に関する方針。これ、私が読んだら、非常に悲しい思いをしたんですよ。何で今までここに手をつけてこなかったのかということと、なぜこのやつを放置していたのかなと思っているんです。これをやらなきゃ駄目だといって、だから統廃合だという言い方を言いたいのかもしれませんけれども、今の現状で、なぜこれを課題解決に向けて動いていないのか、非常に悲しい思いをしましたよ。今は足りているんですから、人数は。そして、今現実にこんなことがあったという話をしているんですよ、こうなるという。

もっと言うと、デメリットのほうで、アンケート調査とか何かで見ますと、何か本当に自虐的になるような設問が多いんです。学校の先生方は、現場で、俺、もっと一生懸命やっているといると思うんですよ。これを先生が読んだら悲しまないんですか。教育長、一言、その前の12学級以上、18学級以下を標準とすることが学校基準、これが教育、学力に関してはそれほど大差がないという結果が出たんですけども、それと併せて、この課題について、教育長、何か感想がありましたらお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 感想ということでございますが、現在抱える課題等につきまして、ここにお示ししたとおりでございますが、これも現在、今の段階でも取り組んでいるところでございます。それでもまだまだ解決できないところがあるということで、これから進められてきた提言を基に進めた内容でございます。

提言につきましては、方針を立てるためには、どうしても地域の方々や子どもたち、それから実態を確認した中で進めていく必要があるということで、時間は要しましたが、いろいろな意味で声が聞けたなというふうな思いがあります。まだまだ私たちにも足りないところがあるなと思いますし、今後も取り組まなければならないことがたくさんあるなということが、いろいろなご意見の中で伺えたところでございます。

そんな中で、多くのこれからの子育てをなさっている方々の保護者の方々や子どもたちからの声を聞きますと、やはり学ぶ環境というものをいろいろご意見を伺った中で、多くの中で学びたいと、それからいい環境でやりたいと、保護者の皆さんも、これから育つ子どもたちのために、いろいろな社会性を身につけて、いろいろな方の価値観も知りながら育てほしいという願いが非常に強いものがありました。

そういう思いで、この1年間つくり上げてきたわけですが、私自身また教育委員自身も、本当に何回もこのことについては悩み検討しました。実際に山形県に3回、研修に行っておりました。実際に統合をするところ、あるいはこれからしようとしているところや実際に終わったところ、また複合施設との取組なども埼玉のほうに行って確認してまいりました。いろいろ出てきたアンケートや保護者の考え、それからご意見を聞きながら、本当に私自身も私たち教育委員自身も迷いながら、つくり上げてきたところでございます。

皆様方が今おっしゃっております明治8年に開設された小学校の150年の思いは、

よく分かります。その思いも、よく私たちには理解しているところでございます。そういった中で、村長からもありましたけれども、これから向かう子どもたち、これからこの西郷村を背負う子どもたちを、ぜひみんなで支えて、みんなで育てていきたいという思いが、教育委員の皆様方からも最終的なこのような判断として答申が出されたところでございます。

大変明確な形での方針にならなかったところもございまして、大変ご迷惑をおかけしましたが、ぜひ将来に向けて、子どもたちのよりよい環境をみんなでつくってきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私も思いは一緒なんです。たしか村長も一緒だと思います、それは。

ただ、もうちょっと私たちが動く場合、責任を持ってやる必要がある。ですから、私たちもいろいろ考えて、この先どうやったらいいのかということです。

そういう話を聞くと、今まで川谷小学校はどのようにしてきたんだ、あと56年に耐震基準が改正されました。今そこ以前に建ってあったのが、小田倉小学校と第一中学校なんです。それも平成22年度に改修されて、耐震補強がされたと思います。ただ、小田倉小学校の場合は、本当に私も見ても分かるように、老朽化が進んでおります。あと川谷体育館も古い、それも認めます。ですから、そういうところの補強。

別に一遍に中学校を1つにして、小学校を3つにするという、一遍にやる必要はなくて、ここに出てくるのが、よく私たちがここで読んで勉強になっている言葉に、オルタナティブという言葉があります。小規模校でもいろいろな方法を使って、小小の連携とか小中一貫とか、いろいろなケースで小規模校を補う、そういう方法とか、環境にしましても中学校は中学校でやればいいんです。東西に22キロ、南北に18キロぐらいですか、相当広いんですね、西郷村は。そんな中で、中学校を1つにするというのは、非常に厳しい状況だと思うんですけども、中学校の規模検討委員会に入らせていただきますけれども、この中でもファクト500名の15学級、ここに落ち着いたのは、なぜなんでしょうか。その辺をお聞きいたします。この規模は、なぜこの生徒数500名と学級数を15学級にするところに焦点を合わせて、建て替えを決めたのか、その辺についてご説明願います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい中学校の規模検討ということで、今後の生徒数、学級数の見通しということで推計させていただいております。それによりますと、令和17年には生徒数が減りまして、全部で497名の生徒数になるということで、15学級ということで設定させていただいているものでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この数字が分からないんですよ。なぜ497名、15学級にし

たのか、その次では、令和18年だと470人の14学級、これではいけないのか、その辺について伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） あくまでもこれは、現在の児童・生徒の数を、そのまま移行してシミュレーションしたもので、令和17年度には生徒が497名になっていくというもとで試算しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ですから、何でこの500人と15学級でしなきゃならないのか、どこを基準にして考えたのか。さっき言った教育効果を狙ってやったのか、どうなんだっていう話なんですけれども、学校運営に関わる問題なのか、財政効果についてなのか、教育効果なのか、何がこの500名、15学級で新校舎にしなければならない、1校に統合しなければならないとなった、その理由についてです。

○議長（真船正晃君） 教育長。

○教育長（秋山充司君） 今の数の話が出てまいりましたが、基本は西郷第一中学校の校舎の問題が一番大きいところがあります。当然、小田倉小学校の体育館もございしますが、中学校におきましては、やはり西郷第一中学校の校舎の老朽化、そして川谷小中学校の中学校が、令和11年度には複式化されていくという可能性があります。そういった問題、それと併せて西郷第二中学校が200名の数を切っていく、10年過ぎた辺りには、100名、150名台の人数になってくるということで、やはり文科省で出されていた適正規模というものは、ある程度学級数によって教職員の数が決められてきますので、どうしても中学校の場合には9教科ございまして、それだけの人数をそろえていくというのは、なかなか小さな状態では難しい。

文科省が言っている標準というのは、当然地域の実態を考えていくということは、私も重々知っているとありますが、今喫緊の状況を見ると、それぞれの学校に課題ができていて、それを段階を経て考えてみると、10年後ぐらいには、ある程度めどをつけていかないと、今のそれぞれのものが解決していかないのではないかと判断の下で、500名だからということではなくて、そういうそれぞれの学校の持つ課題を基に、一つのものの基準としてグランドデザインとしてつくらせていただいた次第でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それこそ私が考える大人の都合なんじゃないかなと思います。中学校だったら、西一中だったら、もうちょっと早く便所を改修しましたよね。だからいくらでも改修できるんですよ。昭和56年、昭和60年でRC工法であれば、もっとちゃんと持つはずなんです。羽太小学校に関しては、本当にきれいに使っていますから、羽太小学校はきれいですよ。あれは改正耐震後に造ったやつなんです、1年後に。ですから、あそこは震災があっても、ひびが1本入っただけで、本当に非常にいい造りになっています。

ですから、この基準が分からないというのと、あとそのオルタナティブ、いろいろな方法を使って小規模校、この文科省、村長も読んでいただいたと言っていましたけれども、この小規模校の利点がいっぱい詰まっているんです、ここに。それも生かしましょうと、ここに言っているんですよ、昭和48年に。統廃合が進んじゃったおかげで、いろいろな課題ができちゃったんで、小規模の利点を踏まえ総合的に判断して存置する方法が望ましい場合もあるなどを通達したとなっていて、小規模校でも認めるという話になっているんです。

あとは、どう見ても私は、規模も大切なんですけども、一番大事なのは、やはりそこで働く先生方、このマンパワーだと思うんですよ。今先生方は忙しくいるというのは私も聞いています、何から何までみんなさせられているという。だから、その点をもっと創意工夫して、いろいろな人が関わって、先生方を教えるほうにシフトして、そこに全集中を傾けるような働き方というか、その方法を直すとか、その前にいろいろやりたいやり方というか、西郷式というのをつくっていただきたいと思うんです。

川谷小中学校は、本当に地域の人と早急にお話しして、その辺の解決はしなきゃならないと私も思います。ただ、西一中と西二中は、どう見ても地理的条件からすると、1つにすると、その後に出てきますけれども、通学の安全性とか通学距離、ですから今行政が行っているのは、学校規模、学校環境をよくするために、距離とか交通の安全性は犠牲にしてもいいと聞こえるんですよ。

そこに今入りますけれども、一番大事なのは、1つにする理由がちょっと分からないんですけども、これだけの大きな自治体ですから。距離とかについて入らせていただきます。例えば1つにした場合、私は反対ですけども、1つにした場合、通学の距離、利便性、安全性、これが非常に重要になってくるんですよ。この辺をちゃんと克服できるかという問題なんです。12分しかないんで、その辺も聞きたいと思うんですけども、この敷地条件の中に、通学距離の利便性というのがあって、中学校の距離を目安6キロと書いてあるんです。1つにした場合、西郷村は非常に広いので、ここから外れる学生が、例えば500名のとき想定しますか、令和17年は想定できますよね。あと10年後ですから、小学生が上がってくるだけですから、想定できますよね。この想定したとき、6キロ以外の子どもは何人いるかをお示してください。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在グランドデザインで望ましい6キロ圏内ということはお示ししましたが、具体的な場所等が決まっていないので、シミュレーションはできません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） グランドデザインをつくるのであれば、場所の選定はしておかなきゃならないし、そうしたらこの距離、6キロ圏内から外れた人間をどのようにしなきゃならない、そこまでして1校にしていいますかという話なんですよ。だから無責任だって言うんです、私は。ここは全て内定で大体決めておいて、円を描いて、それ以外の子どもらをどうするか、スクールバスに例えばなった場合、何便使うか、そ

この経費は幾らにするか、これ全てシミュレーションでつくっておかなきゃならないと思うんです、ここまで来たなら。グランドデザイン、10年後にやると決めたなら。

これ日程だって書いているんですよ、グランドデザインには、いくつに土地を取得して、どういうふうのと書いているんですから、これ、64ページの今後のスケジュール欄に、用地が令和11年から令和12年に取得すると書いていますけれども、大体の目安を決めておかないと、駄目なんじゃないですか。それで、全てシミュレーションして、ここから出た人間は、こういう移動手段を取りますと、あと歩道をこう直します、あと子どもが使う自転車の道路を優先道路を造りますとか、これ、シミュレーションを全てして、これでどうですかと、子どもが安全に学校に来ることができるようにしますよと、これで中学校を1つにしてよろしいでしょうかというのが、グランドデザインじゃないんですか。

KPIも計算して、ここに財政需要額の話も振っておりましたがけれども、そういうのとか、交付金がどのぐらいになるかとか、学級が1つになったとき、どのぐらい交付金が減るだとか、そういうものまでシミュレーションしておいてはじめて、このグランドデザインじゃないんでしょうか、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 考え方、どちらが先かということでございますが、場所ありき、そういった考え方もあるとは思いますが、まずはこの基本的方針につきましては、まずは中学校の規模、クラス数、そういったものから先に方針として打ち出したところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 保護者とPTAは、そこじゃないんですよ。子どもの安全が第一なんですよ。ですから、どういうふうに送り迎えしてくれるんだとか、その全てそろって、1つでもそれだったらしょうがないな、子どもを安全に運んでくれるんだったら、しょうがないなと、こういう道路事情をちゃんとしてくれるんだったら、しょうがないなと、そこを納得させるためには、全てをクリアさせて、ここに書いてあります、62ページ、学校統合の推進に向けた今後の検討課題、ここに書いてありますけれども、全て検討するなんですよ。これで何で中学校を1つにするということに賛成できるんですか。検討するなんて、いつでも破棄されますよ。検討じゃないですよ。やると言っておかなきゃ駄目なんですよ。でなければ、自分の子ども、かわいい子どもを遠くまで運ばせるんですから、安心して保護者の方は1つにしてもいいという方向にならないんです。

ここまで検討する、検討課題ありますけれども、この検討課題、いつまでにやるという形と、あとこの場所。場所は教えなくてもいいですよ、それは。土地が上がったりなんかする、これからの交渉もあるんでしょうから、交渉があるから教えなくてもいいですけども、シミュレーションはできるはずですよ、シミュレーションは。

その辺の答えをいつまでに出すんですか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質問にお答えします。

今後のスケジュール案ということで、基本構想、適地選定ということで、令和8年度を予定しております。その中で、今、議員おただしのとおり、学校のどこにするのか、また、交通の問題、そういったものは、こちらの基本構想、そちらのほうで決定していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、いつまでにやるんですか、その日程をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 再質問にお答えします。

64ページに記載のとおり、今後のスケジュールということで、そこにお示ししているとおり、令和8年度に基本構想、適地選定を行い、基本計画は令和9年、令和10年に決定し、用地取得、そういったものについては令和11、12年、今のところそういう予定をしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今回の補正予算に上がっているんですよ。令和7年、令和8年、債務負担行為、これ、実施計画、基本計画、載っているんですよ。だから、はっきりしてもらわないと、そこの賛否にも関わる問題なんですよ。こういう内容をいい加減にしておいて賛成させようというのが、そっちのほうが無責任だと私は思いますよ。

私たちも村民の代表であります。子どもを安全に学校に通わせたいとか、学校のさっき言った学習効果を上げるためにどうすべきかと、真剣に私たちも考えます。ですから、速やかに上げて、今回、じゃ、それ下げますか、令和7年、令和8年の基本構想の。基本計画を取り下げますか。村長、お答えください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 何かもう場所の話になっちゃいましたけれども、まずは方針として中学校1校、小学校3校ということでお話しさせていただいて、今度、基本構想の中で場所の選定をしていきたい。当然、子どもたちの通学路、安全・安心な通学路は、これは担保しなければならないということで、まずはその中で場所を選定していきたいという考えであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 話いろいろしたいこと、聞きたいことあったんですけども、細かいこと、大事なことがいっぱいあったので。ただ、全てやり方がこういう後づけでやるのは、もうちょっとどのぐらい金がかかるんだか、私たちはその決裁もやらなきゃならないですよ。一番大事なところなんですよ。そうすると、こういう事業をやるとき、歩道を直すとかスクールバスを出すとか、何回往復してくれるんだとかという約束事をちゃんとしていただかないと、この構想自体に手を挙げるわけにいかないんですよ、不安で。

これ走っちゃったから、あんた、あのとき賛成したでしょう。だから、この1つに

するということに賛成したんじゃないですかと言われちゃうんですよ。その担保があ
って始めて、私たちは、これにゴーサイン出しましょう、早く早急にいろいろ検討
して子どものためにやっていただきたいというのは、私たちもそう思いますよ。た
だ、この検討、検討、検討、全部検討、送り迎えをどうするか分からない、そんな中
で学校だけ1つにするという話で進んじゃっていいんでしょうか。もうちょっとそこ
にちゃんとした内容を含んで議会のほうに諮っていただいて、これでやっていきたい
と、そこまで持って行って、このグランドデザインじゃないんでしょうか。全てここ
に金額が入らないと、私たちが賛成するわけにいかないんです。ある程度の予算とシ
ミュレーション。温泉掘削のときもそうだったんですよ。1億6,000万円が、蓋
を開けると2億1,000万円までいっちゃったんですよ。だから、こういう金が
1回決まったら、補正、補正で上げていくという方法も、私なかなかと思うんです
けれども、ここはやはりちゃんとしたシミュレーション、検討じゃなくて数字とか何
かを入れて、しっかりやっていただきたいと思うんですけれども、どうですか、最後
に、村長。

○議長（真船正晃君） 村長。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃることも十分理解しております。その中で、基本構
想の中で、しっかりその辺も踏まえながら、議員の皆さんにお諮りしていきたいと思
っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、ちょっと時間をいただきたいと思います。議案1件が追
加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午後3時42分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第65号）

○議長（真船正晃君） それでは、追加提案されました議案1件につきましては、日程第

1 の次に、追加日程第 1、議案第 65 号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

追加日程第 1、議案第 65 号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(真船正晃君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) 本日追加提案いたしました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

追加提出議案は、議案第 65 号「社会資本整備総合交付金事業令和 8 年度施工大清水橋橋梁補修工事請負契約について」の 1 議案でございます。

議案第 65 号「社会資本整備総合交付金事業令和 8 年度施工大清水橋橋梁補修工事請負契約について」についてのご説明を申し上げます。

大清水橋の橋梁補修工事について、議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めるものであります。

以上が本日提案の議案の概要でございますが、細部につきましては担当部長が説明しますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(真船正晃君) 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長(真船正晃君) 続いて、議案第 65 号に対する細部説明を求めます。

産業建設部長。

(産業建設部長、議案書により細部説明)

○議長(真船正晃君) 細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(真船正晃君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6 月 11 日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 51 分)

